

いなべ市高齢者福祉計画及び 第4期介護保険事業計画

【案】

いなべ市

目次

総論	1
1. 計画の基本的な考え方	2
(1) 策定の背景と目的	2
(2) 法令等の根拠と計画の位置づけ	3
(3) 計画の期間	3
(4) 第4期計画のポイント	4
2. いなべ市の高齢者を取り巻く状況	6
(1) 人口の状況	6
(2) 人口推計	9
(3) 世帯の状況	10
3. いなべ市の介護保険の状況	11
(1) 要支援・要介護認定者の状況	11
(2) 介護給付費等の状況	13
4. いなべ市の地域支援事業の状況	16
(1) 介護予防事業の状況	16
(2) 包括的支援事業の状況	17
(3) 任意事業の状況	19
5. 日常生活圏域の状況	20
(1) 日常生活圏域	20
6. アンケートからみるいなべ市の高齢者の姿	21
(1) 調査の概要	21
(2) 回答者の属性	21
(3) 健康状態	22
(4) 地域の状況について	22
(5) 今後の生活について	23
(6) 地域包括支援センターについて	23
7. 計画の目指すもの	24
(1) 計画の基本理念	24
(2) 計画の基本目標	24
(3) 施策の体系図	25
(4) 重点施策	26

各 論	27
高齡期を元気に暮らせるまち いなべ	28
1 . 生涯を通じた健康づくりの推進	29
(1) 生涯を通じた健康づくりのための支援の充実	29
(2) 壮年期からの生活習慣病予防	31
2 . 介護予防の推進	32
(1) 主体的な介護予防活動の促進に向けた支援	32
いつまでも安心して暮らせるまち いなべ	34
1 . 介護保険の安定的運用	35
(1) 介護サービス等の基盤整備	35
(2) 地域支援事業の実施	60
(3) 地域包括支援センターの機能強化	63
2 . 高齢者の生活支援サービスの充実	64
(1) きめ細かな相談体制の整備	64
(2) 情報提供体制の整備	65
(3) 高齢者福祉サービスの提供	66
3 . 安全・安心なまちづくり	68
(1) 高齢者にやさしい環境づくり	68
(2) 防犯体制の整備	70
(3) 防災・災害時対策の推進	72
みんなが笑顔で自分らしく暮らせるまち いなべ	73
1 . 生きがいづくりの促進	74
(1) 高齢者の社会参加の促進	74
(2) 高齢者の就労に向けた支援の充実	76
2 . 地域における見守りとささえ合いの促進	77
(1) 家族介護者への支援の充実	77
(2) 虐待の防止等権利擁護の推進	78
(3) 地域福祉コミュニティの形成	79
3 . 認知症高齢者支援対策の推進	80
(1) 認知症に対する知識・理解の浸透	80
(2) 認知症防止対策及び支援体制の充実	81

総論

1 . 計画の基本的な考え方

(1) 策定の背景と目的

わが国は、世界に例のないスピードで高齢化が進んでおり、平成 19 年には高齢化率が初めて 21%を越え、5 人に 1 人が高齢者という、他のどの国も経験したことがない「前例のない高齢社会」を迎えました。今後も一層の高齢化が進行し、平成 26 年には国民の 4 人に 1 人、50 年後には 2.5 人に 1 人が高齢者という超高齢社会が予測されます。

今後、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護に対するニーズがますます増大することが見込まれています。

その中で、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、自らの選択に基づき、保健・医療・福祉との連携を十分考慮して、総合的なサービスを安心して受けられるよう、平成 12 年 4 月から介護保険法が施行されました。施行後 5 年を目途に制度が見直され、平成 18 年度の改正では、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことのできる環境づくりを目指す観点から、特に「介護予防」と「地域福祉」の向上に重点が置かれました。

また、医療制度改革の一環として高齢者を対象とする保健事業を担ってきた「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと改正されるなど、新たな仕組みづくりも進められています。

さらに今後は、増加する高齢者に対応すべく、介護予防により一層取り組むとともに、介護サービスの量・質の確保を進め、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるための環境整備を進めることが必要となっています。

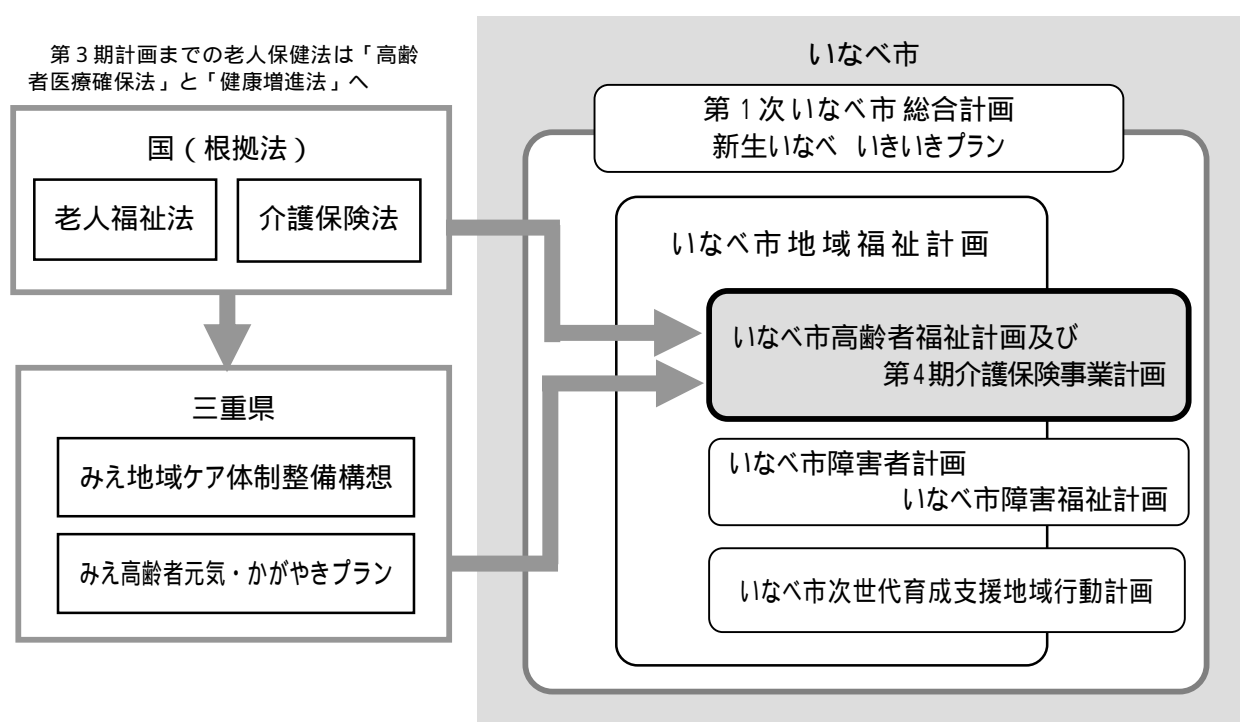
本計画は、このような流れを受けて、本市の介護保険事業に係る基本的事項を定め、適切な介護サービスおよび地域支援事業を提供するとともに、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険の体制を計画的に確保することを目的とし、策定するものです。

(2) 法令等の根拠と計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」に基づいて策定するものです。介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 117 条の規定に基づき策定するものです。

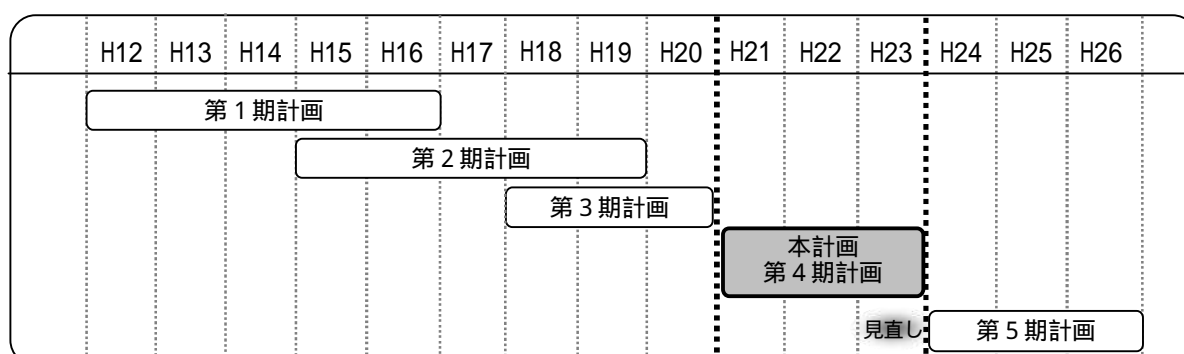
本市においては、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「いなべ市高齢者福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画」を策定します。

「いなべ市高齢者福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画」の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間と定めます。



(4) 第4期計画のポイント

本計画では、以下のようなポイントを踏まえつつ、市の状況に応じながら計画の策定を行っていきます。

1 介護予防の仕組みづくり

(1) 介護予防・特定高齢者対策の推進

- ・平成27年(2015年)には団塊の世代が65歳を迎え、本格的な超高齢社会が到来することからも、地域包括支援センターを中心に、より一層の介護予防に取り組む。

(2) 健康づくりとの連携

- ・平成20年4月から老人保健法における保健事業が廃止されていることから、本計画においても、市の特定健診等実施計画等との連携を図りつつ計画を推進する。

2 地域ケア体制の構築

(1) 介護療養病床廃止に向けた受け皿づくり

- ・介護療養施設サービスが平成23年度末に廃止されることから、都道府県が策定する地域ケア体制整備構想、都道府県医療費適正化計画等と連携を図るとともに、施設から在宅となる方への対応として在宅で生活できる環境づくりを推進する。

(2) 家族介護に対する支援

- ・住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるにあたって、介護にあたる家族への負担が大きくならないよう、各種の介護家族への支援など、高齢者、家族、地域すべてを視野に入れた地域福祉の観点から、介護・福祉サービスを提供する。

(3) 地域包括支援センターを核とした地域福祉活動との連携

- ・総合的なケアマネジメントを担う中核機関としての役割を担いつつ、地域の相談窓口や人的資源などの地域福祉活動と連携し、地域全体の包括的・継続的な支援や管理体制を築くセンター機能を強化する。

3 高齢者の生きがいづくり

(1) 新たな高齢期における暮らし方の検討

- ・社会参加による生きがいづくりや就労、健康の保持など、誰もがいきいきと暮らすことができる新たな高齢期の暮らし方に関するビジョンを示す。

(2) 高齢・退職者の地域参加による地域の活性化

- ・団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、より一層地域活動への参画を促進し、生きがいづくりを支援するとともに、高齢者の活力を地域の活性化に活かすしくみづくりを推進する。

4 高齢者の虐待防止と権利擁護

(1) 虐待の防止

- ・平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されていることを受け、高齢者への虐待防止のための取り組みをより一層推進する。

(2) 尊厳の保持と権利擁護

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の活用を促進するとともに、市民の誰もが高齢者を敬い、尊重することができる地域の構築を目指す。

5 認知症対策

(1) 認知症における支援体制の構築

- ・認知症に関する正しい知識と理解に基づく家族への適切な支援、認知症ケアの専門的な質の確保・向上等を通じ、地域包括支援センターを中心とした地域における支援体制を構築する。

6 介護給付の適正化

(1) 介護給付適正化計画

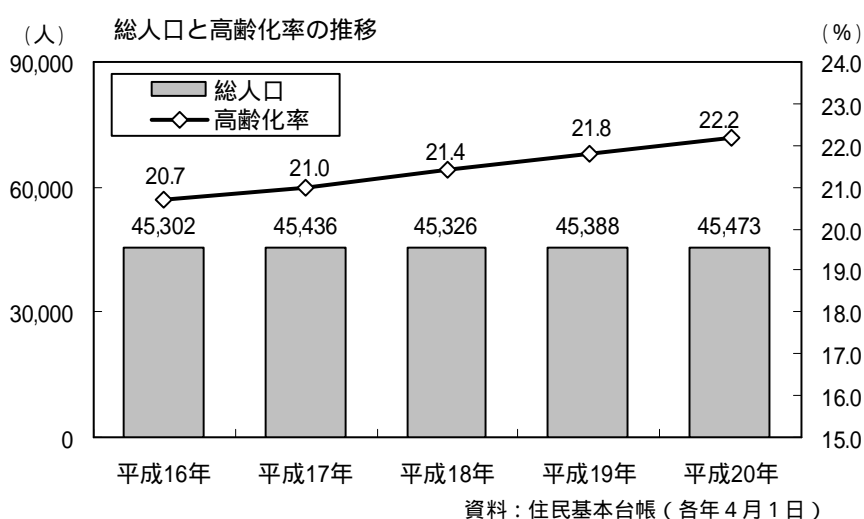
- ・要介護認定審査の適正化やケアプランチェック機能により、適切なサービスの提供、適切な介護報酬の請求が行われる仕組みを構築する。

2. いなべ市の高齢者を取り巻く状況

(1) 人口の状況

1) 総人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、近年 45,000 人強で推移しており、平成 16 年から平成 20 年では 171 人の増加となっています。また、高齢化率は平成 16 年から平成 20 年にかけて 1.5 ポイント増加しており、平成 17 年以降、超高齢社会（高齢化率 21.0%以上）に突入しています。



総人口と年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

	総人口	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
			構成比		構成比		構成比
平成 16 年	45,302	6,913	15.3%	28,989	64.0%	9,400	20.7%
平成 17 年	45,436	6,837	15.0%	29,065	64.0%	9,534	21.0%
平成 18 年	45,326	6,575	14.5%	29,035	64.1%	9,716	21.4%
平成 19 年	45,388	6,682	14.7%	28,794	63.4%	9,912	21.8%
平成 20 年	45,473	6,570	14.4%	28,828	63.4%	10,075	22.2%

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

全国、三重県との年齢3区分別人口割合の比較（国勢調査）

	いなべ市	三重県	全国
年少人口	14.7%	14.3%	13.8%
生産年齢人口	64.5%	64.2%	66.1%
高齢者人口	20.8%	21.5%	20.2%

資料：国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日）

総人口と年齢3区分別人口の推移（地区別）

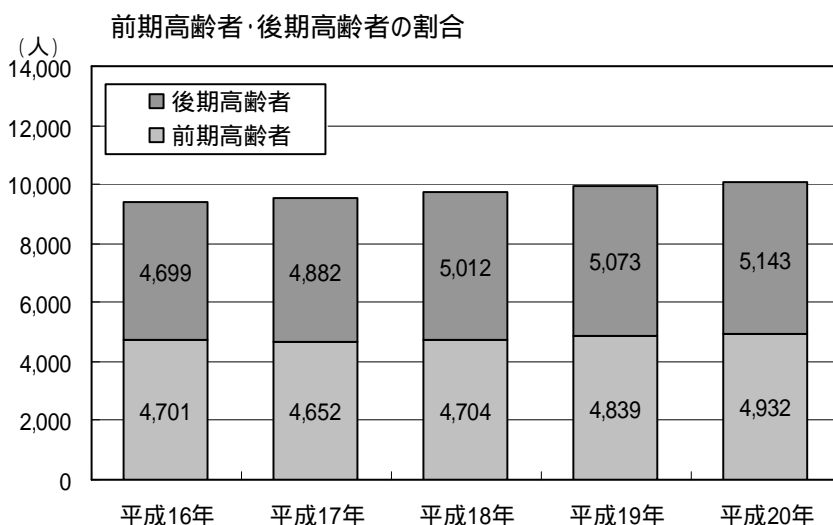
単位：人、%

	総人口	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
			構成比		構成比		構成比
北勢	13,761	1,980	14.4%	8,509	61.8%	3,272	23.8%
員弁	8,782	1,285	14.6%	5,824	66.3%	1,673	19.1%
大安	15,859	2,430	15.3%	10,364	65.4%	3,065	19.3%
藤原	7,071	875	12.4%	4,131	58.4%	2,065	29.2%

資料：住民基本台帳（平成20年4月1日）

2) 高齢者数の推移

本市の65歳以上の高齢者に占める前期高齢者、後期高齢者¹の割合をみると、平成16年はほぼ半数ずつでしたが、平成17年以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

前期高齢者・後期高齢者の割合

単位：人、%

	高齢者人口	前期高齢者		後期高齢者	
			構成比		構成比
平成16年	9,400	4,701	50.0%	4,699	50.0%
平成17年	9,534	4,652	48.8%	4,882	51.2%
平成18年	9,716	4,704	48.4%	5,012	51.6%
平成19年	9,912	4,839	48.8%	5,073	51.2%
平成20年	10,075	4,932	49.0%	5,143	51.0%

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

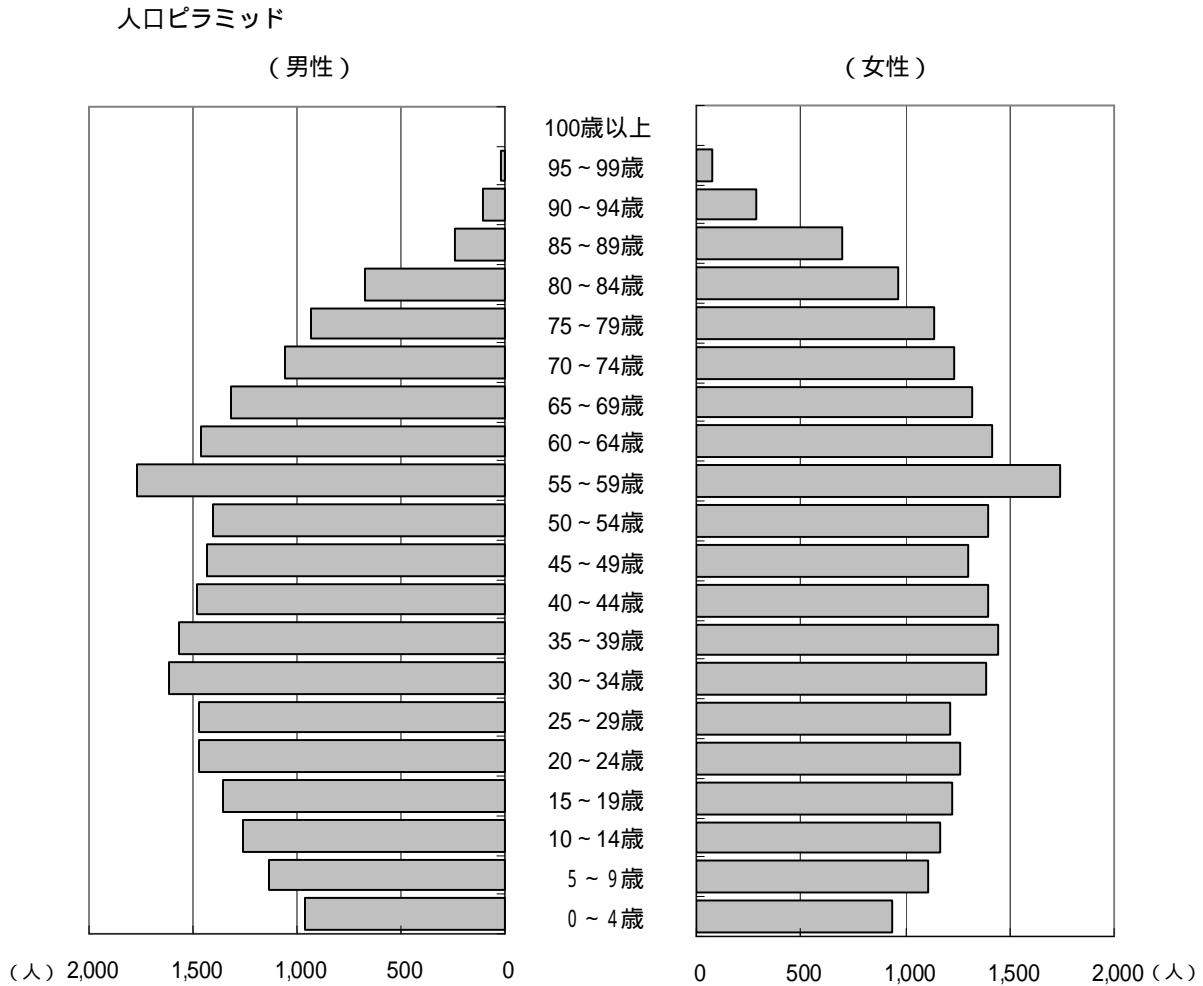
¹ 前期高齢者・後期高齢者

前期高齢者は65歳～74歳までの高齢者、後期高齢者は75歳以上の高齢者のこと。

3) 人口ピラミッド

本市の人口ピラミッドをみると、50歳代後半及び30歳代の年齢層が多くなっています。現在の60歳前後の世代はいわゆる「団塊の世代」と呼ばれていますが、この世代が高齢化することによる急激な高齢者の増加が懸念されます。

また、高齢者では男性よりも女性が多くなっており、65歳以上では男性43.1%、女性56.9%、75歳以上の後期高齢者になると、男性38.3%、女性61.7%となっています。



資料：住民基本台帳（平成20年4月1日）

高齢者の男女比

単位：人、%

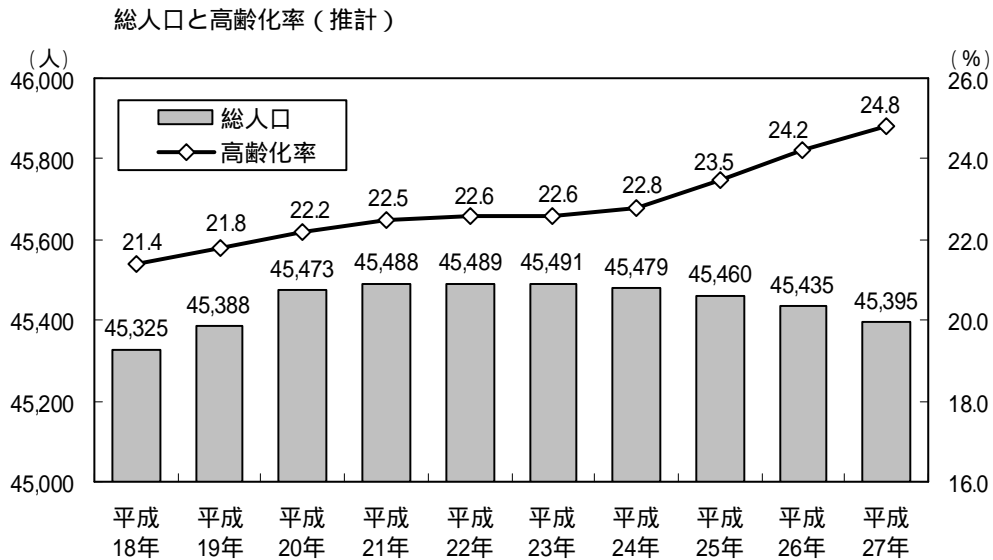
	総数	男性		女性	
			構成比		構成比
総人口	45,473	22,741	50.0%	22,732	50.0%
65～74歳	10,075	4,346	43.1%	5,729	56.9%
75歳以上	5,143	1,972	38.3%	3,171	61.7%

資料：住民基本台帳（平成20年4月1日）

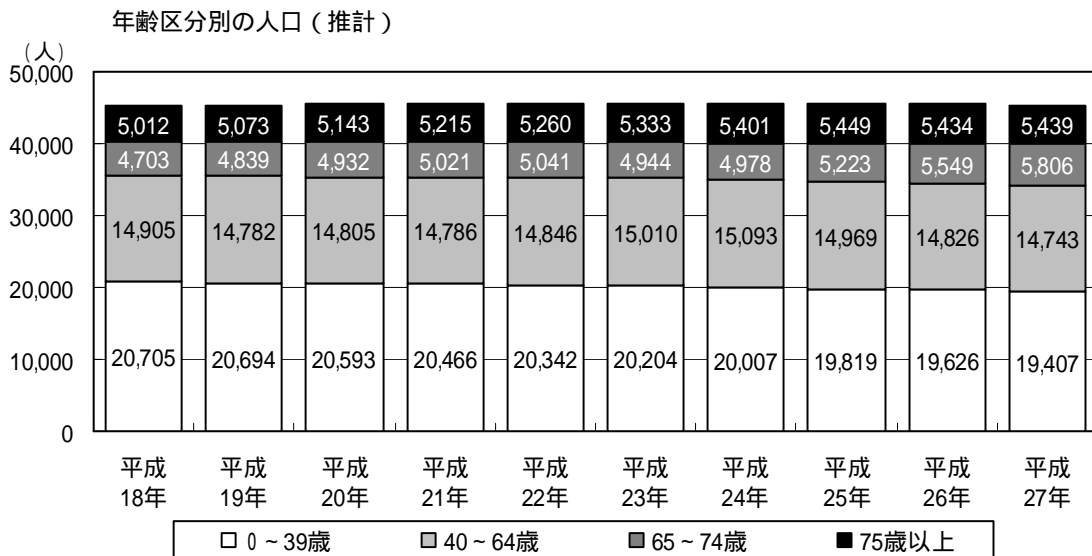
(2) 人口推計

1) 総人口と高齢化率の推計

平成18年、19年、20年の3カ年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）をもとに本市の将来人口を推計すると、総人口では平成23年まで増加傾向が続くことが予測されています。しかし、平成24年以降は総人口が減少に転じるとともに高齢化率が急速に上昇し、平成27年には高齢化率が24.8%となることが予測されています。



資料：平成20年までは実績値、平成21年以降はコーホート要因法による人口推計



資料：平成20年までは実績値、平成21年以降はコーホート要因法による人口推計資料

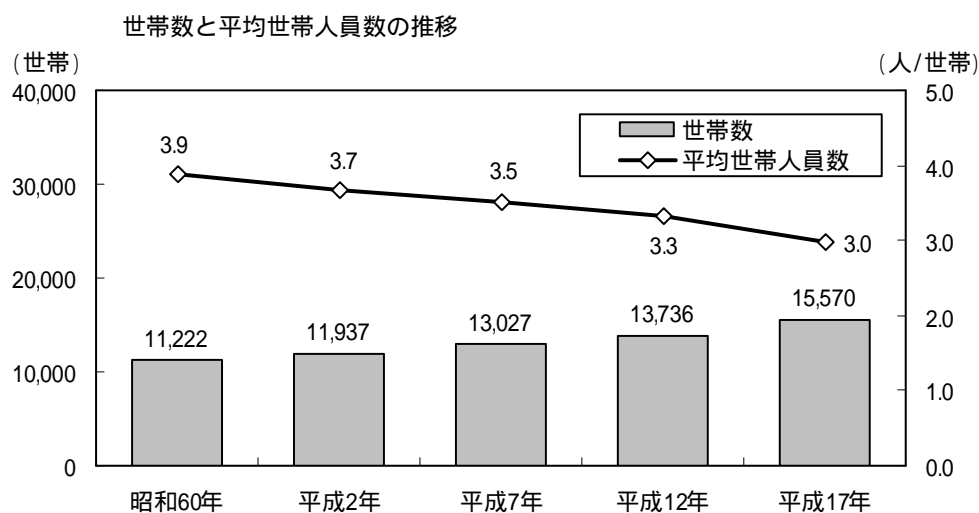
算出方法

人口推計はコーホート要因法（出生、死亡、社会移動をそれぞれ別々に推計し、その結果を合成して将来人口を推計する方法）により算出した。今回用いたデータは平成18年～20年までのいなべ市の4月1日の住民基本台帳の1歳区分人口と三重県の生命表（平成17年確定版）である。

(3) 世帯の状況

1) 世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向にあります。一方で平均世帯人員数は昭和 60 年の 3.9 人から平成 17 年には 3.0 人となり、1 世帯あたりの人員数は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

世帯数と高齢者世帯数の推移

単位：世帯、%

	総世帯数	高齢者のいる世帯数		高齢者夫婦のみ世帯数		高齢者単身世帯数	
		構成比	構成比	構成比	構成比		
昭和 60 年	11,222	4,487	40.0%	104	0.9%	321	2.9%
平成 2 年	11,937	4,891	41.0%	148	1.2%	386	3.2%
平成 7 年	13,027	5,537	42.5%	567	4.4%	479	3.7%
平成 12 年	13,736	5,955	43.4%	709	5.2%	602	4.4%
平成 17 年	15,551	6,430	41.3%	1,296	8.3%	779	5.0%

資料：国勢調査

2) 国、三重県との世帯の比較

世帯数と高齢者世帯数の比較(三重県、全国)

単位：世帯、%

	一般世帯数	高齢者のいる世帯数		高齢者夫婦のみ世帯数		高齢者単身世帯数	
		構成比	構成比	構成比	構成比		
いなべ市	15,551	6,430	41.3%	1,296	8.3%	779	5.0%
三重県	672,552	265,712	39.5%	71,668	10.7%	52,833	7.9%
全国	49,062,530	17,204,473	35.1%	4,487,042	9.1%	3,864,778	7.9%

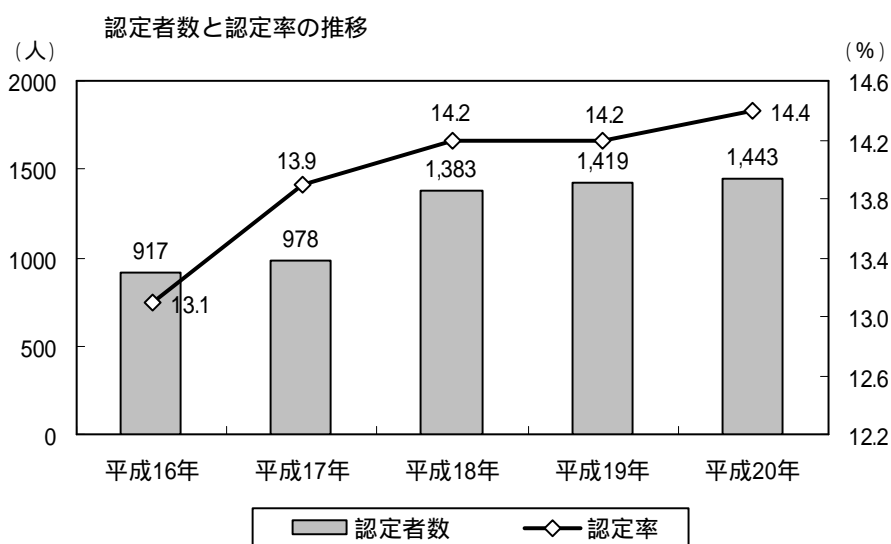
資料：国勢調査(平成 17 年)

3. いなべ市の介護保険の状況

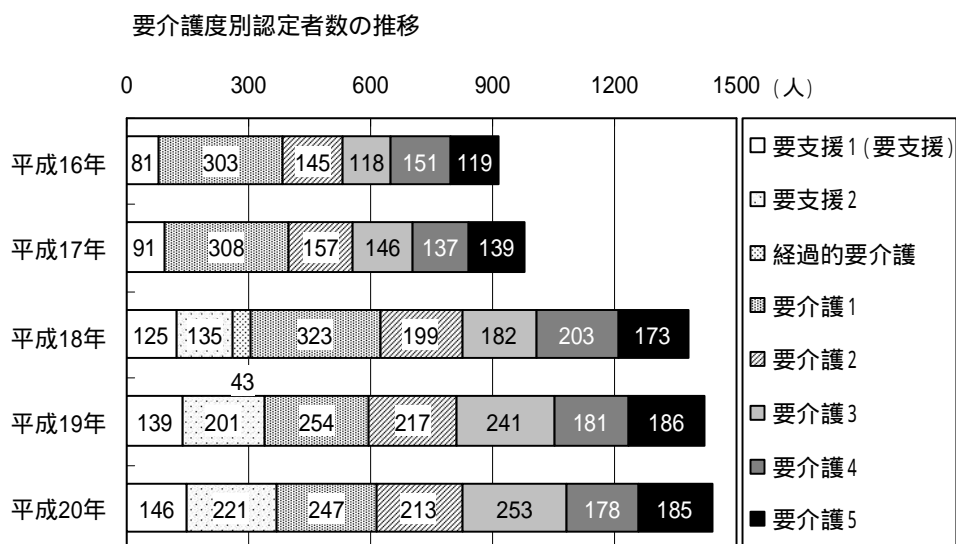
(1) 要支援・要介護認定者の状況

1) 認定者数の推移

本市の認定者数の推移をみると、平成17年から18年にかけて急増しており、認定率も14%を超えています。また、要介護度別の認定者数をみると、要介護1以下の軽度認定者が増加しています。



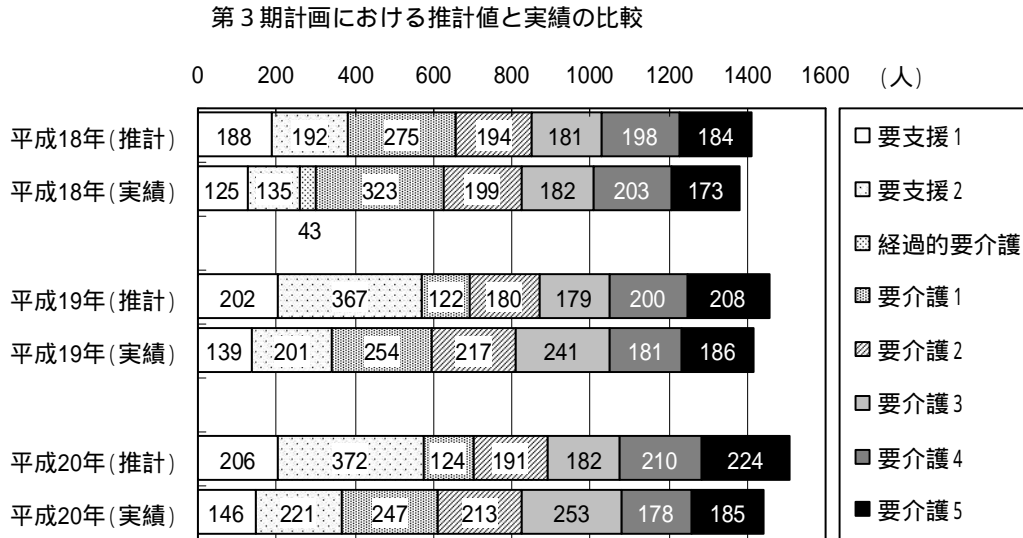
資料：介護保険事業状況報告（各年10月） 平成20年のみ4月



資料：介護保険事業状況報告（各年10月） 平成20年のみ4月
平成17年までの「要支援」は平成18年以降の「要支援1」と凡例が同じである。

2) 第3期計画における推計値と実績の比較

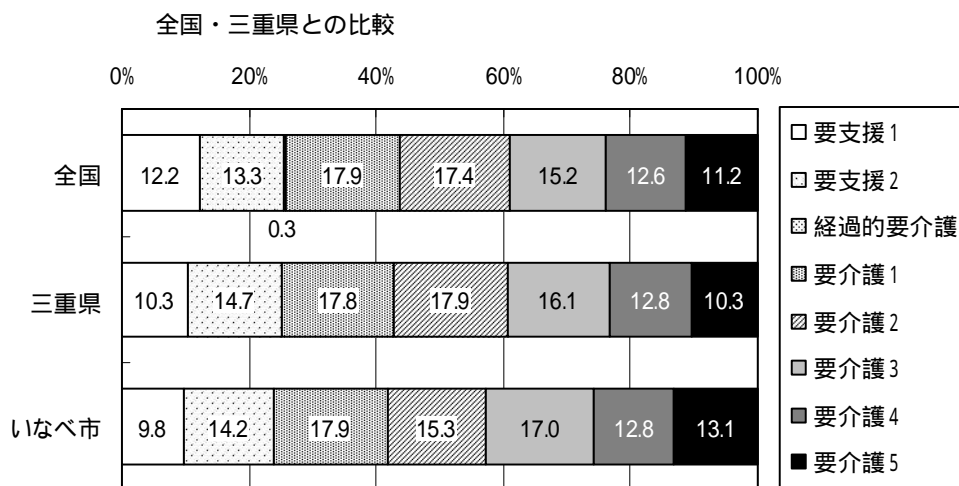
計画値に比べ、認定者数は低く推移しています。また、計画値に比べて要介護1が多く、要支援2が少なくなっています。



資料：推計値は第3期計画書より、実績値は介護保険事業状況報告（各年10月）平成20年のみ4月

3) 全国・三重県との認定区分の比較

本市の認定区分の割合を全国、三重県と比較すると、本市では要介護3、要介護5で割合が高くなっています。

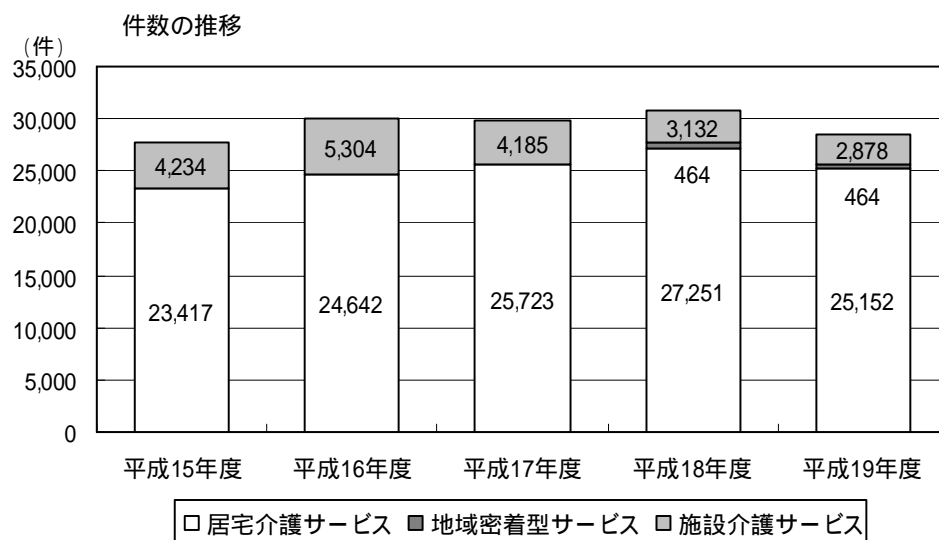


資料：介護保険事業状況報告（平成19年10月）

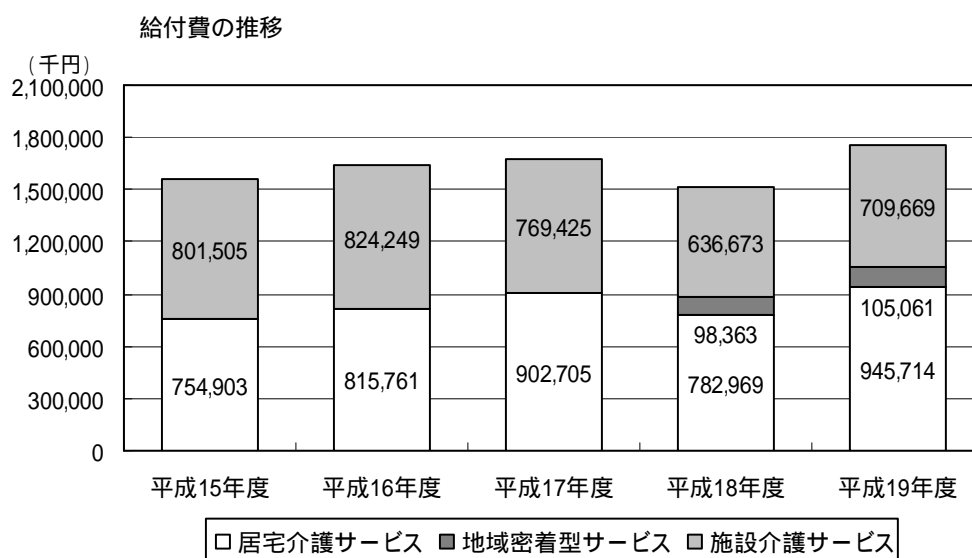
(2) 介護給付費等の状況

1) 件数・給付費の推移

本市における介護保険給付等の件数の状況は、平成18年まで増加傾向にあり、平成19年で減少しています。また、介護給付費については、平成17年度まで継続して増加していましたが、平成18年度には介護保険法の改正によりホテルコスト²が自己負担となっているためやや減少し、その後平成19年度で再び増加しています。特に平成19年度では施設サービスの給付費が増加しています。



資料：介護保険事業状況報告



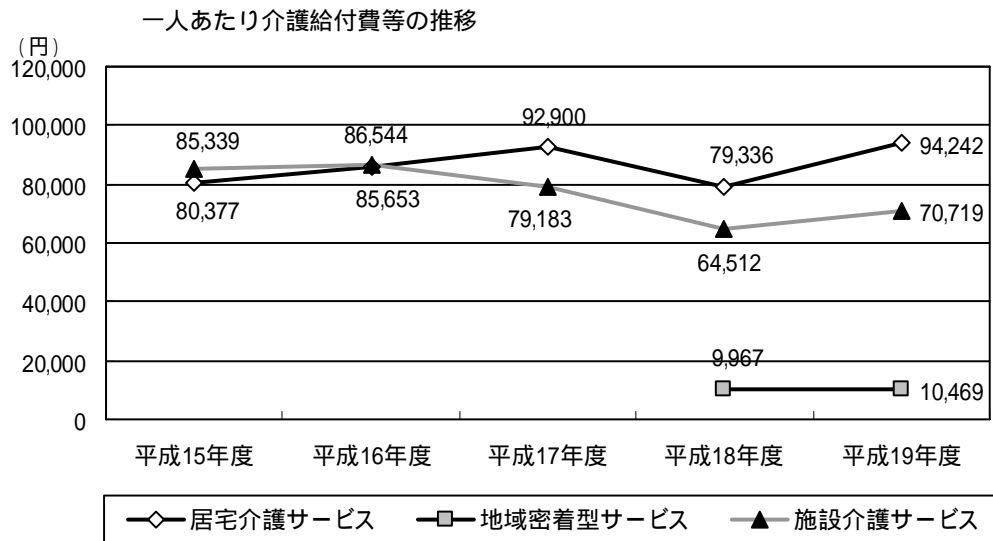
資料：介護保険事業状況報告

² ホテルコスト

居住費や食費のこと。介護保険制度の改正によって介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外にすることとなった。（平成17年10月1日から）

2) 一人あたりの介護給付費等の推移

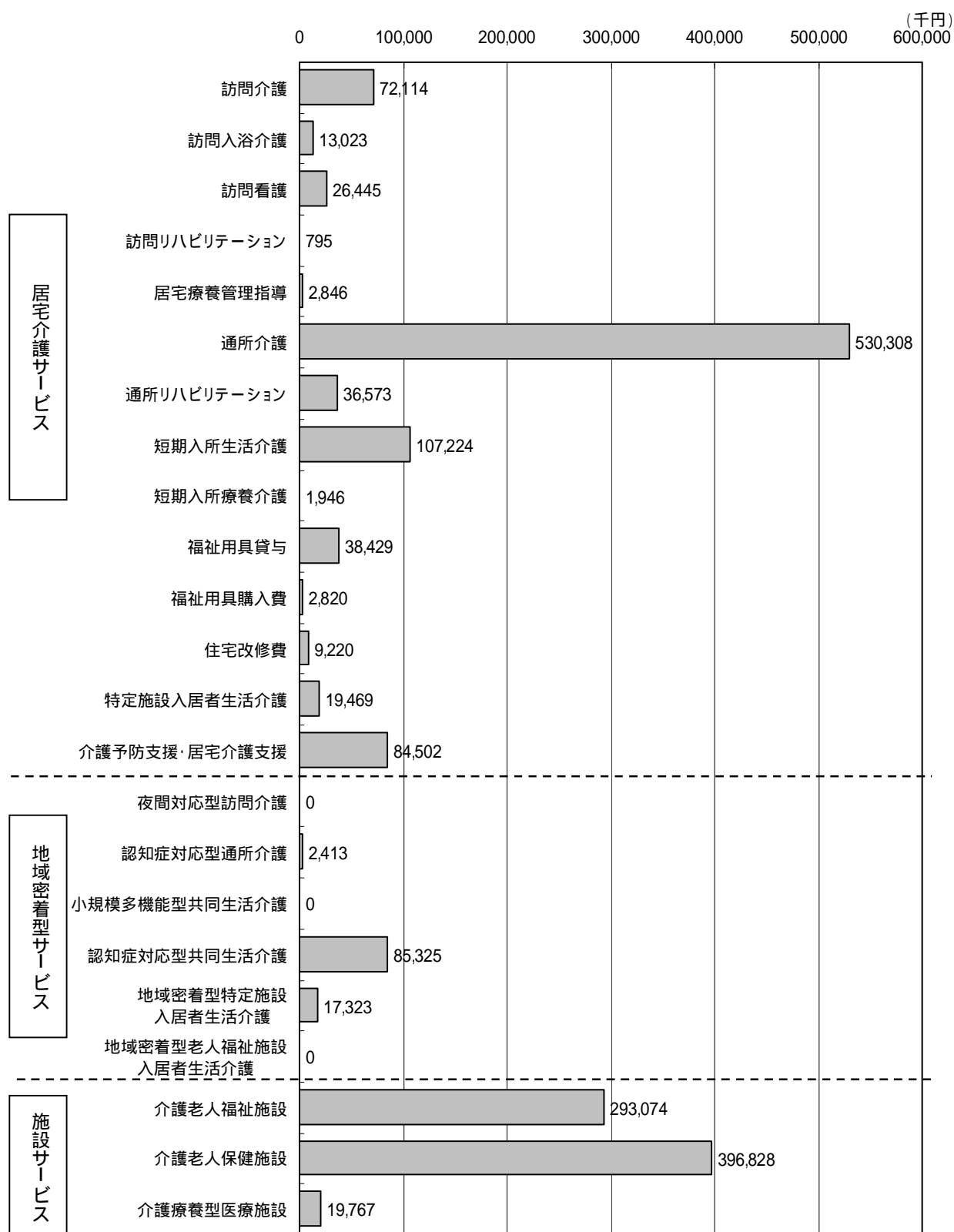
一人あたりの介護保険給付費等の状況をみると、平成16年度では居宅サービスよりも施設サービスが上回っていましたが、平成17年度以降、居宅サービスが高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告

3) 各サービスの介護給付費等の状況

サービスごとの給付費をみると、居宅サービスでは「通所介護」、施設サービスでは「介護老人保健施設」が他のサービスに比べ高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（平成19年度）

4 . いなべ市の地域支援事業の状況

(1) 介護予防事業の状況

1) 特定高齢者把握事業

要支援・要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者（特定高齢者）を、基本健診時に、基本チェックリストをもとにした抽出によって把握する事業です。本市では情報誌「リンク」やホームページの活用による事業の周知、各種会合等における説明の実施とあわせ、地域福祉担当者会議における情報共有により対象者の把握に努めています。

特定高齢者

		平成 18 年度	平成 19 年度
候補者	人数（人）	196	809
	構成比（％）	4.7	18.8
決定	人数（人）	15	14
	構成比（％）	0.4	0.3

構成比は市の全高齢者数（平成 18 年度 4190 人、平成 19 年度 4307 人）に占める割合
各年度 10 月 1 日現在

2) 介護予防事業（特定高齢者対象事業）

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業を実施します。

介護予防事業（特定高齢者対象事業）の実績

		平成 18 年度	平成 19 年度
		参加人数（人）	参加人数（人）
通所型介護予防事業		15	14
はつらつデイサービス		11	14
すっきりコース		4	
訪問型介護予防事業		51	0
栄養改善事業		1	0
口腔機能向上事業		0	0
閉じこもり・認知症・うつ予防事業		50	0

(2) 包括的支援事業の状況

1) 介護予防ケアマネジメント

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、市がスクリーニングを行い、地域包括支援センターに呈示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、ケアマネジメントを行う事業です。

ケアプラン作成件数

単位：件

	平成 18 年度	平成 19 年度
特定高齢者	15	14
要支援 1、2 (予防給付)	159	244

2) 総合相談・支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、個々の高齢者の心身の状況や生活環境等に応じた適切なサービスに関する情報提供や、継続的・専門的な相談支援を行う事業です。平成 18 年度までは南地域包括支援センター 1 箇所で開催していましたが、平成 19 年度からは北地域包括支援センターを設置し、市内 2 箇所、地域に応じたよりきめ細かな対応に努めています。

相談件数

単位：件

		平成 18 年度	平成 19 年度
総合相談	南地域包括支援センター		658
	北地域包括支援センター		950
	合計	1,153	1,608

3) 権利擁護事業

地域の高齢者に対し、権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援を行う事業です。

高齢者の虐待対応の実績

単位：件

		平成 18 年度	平成 19 年度
虐待等の通報件数		12	10
身体的虐待		9	3
介護の放棄等		4	5
心理的虐待		2	1
性的虐待		0	0
経済的虐待		1	3

3) 地域ケア支援事業

主治医、ケアマネジャーなどの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する相談や個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業です。

ケアマネジャー後方支援

単位：件

	平成 18 年度	平成 19 年度
ケアマネジャー相談支援	149	337

会議等

	平成 18 年度	平成 19 年度
ケース検討会議		55
医療機関との連携		12
(社協)地域福祉担当者連絡会議		9
ケアマネジャー等研修会		9
介護サービス事業所調整会議		3
関係機関との連携		4

(3) 任意事業の状況

1) 高齢者見守りネットワークの構築

「認知症にやさしい地域ネットワーク形成事業」を継承、拡大し、認知症のみならず、高齢者を取り巻く様々な問題への対応を、地域が一丸となって進める、見守り体制の構築、ネットワークづくりを目指し、住み慣れた地域で高齢者がいつまでも安心して暮らし続けるための事業です。

2) 介護予防普及啓発事業

平成 19 年度より、情報誌「リンク」やホームページの活用、出前講座の実施、介護予防教室の開催、介護予防ボランティア講座の実施などを通じて介護予防の普及啓発に向けて取り組む事業です。

介護予防事業（平成 19 年度）

	平成 19 年度	
	実施回数（回）	参加者数（人）
大安町	15	762
員弁町	10	397
北勢町	16	575
藤原町	16	691
いなべ市合計	57	2,425

3) 家族介護支援事業

高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得するとともに、交流などを通じて家族の身体的・精神的負担を軽減するための事業です。

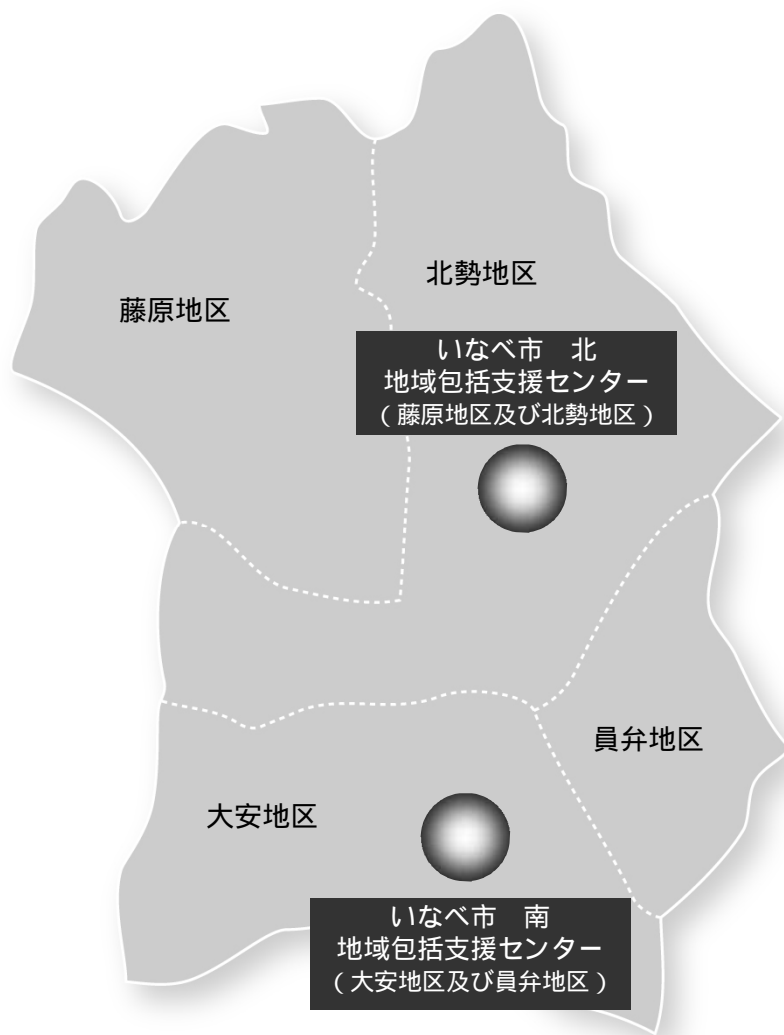
在宅で高齢者等を介護している家族介護者による自主的なつどい、交流の場として「だいふくの会」が平成 19 年度に設立され、育成支援および後方支援を行っています。

5 . 日常生活圏域の状況

(1) 日常生活圏域

介護保険事業計画では、第3期計画以降、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活圏域に分け、区域を定めることとされています。

いなべ市においては合併前の旧4町の区域で生活圏域を定めており、第4期計画においても、この4つの区域を日常生活圏域として地域密着型サービスの整備等を進めます。



6 . アンケートからみるいなべ市の高齢者の姿

(1) 調査の概要

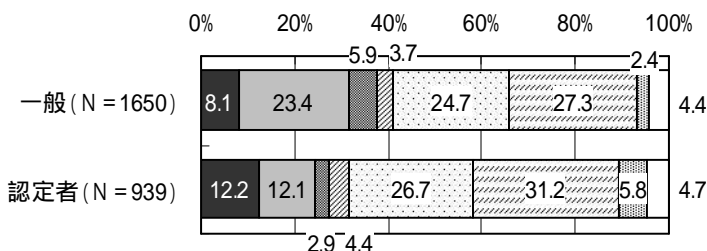
いなべ市に居住する高齢者の実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聴きし、計画の策定に反映することを目的にアンケート調査を実施しました。

- ・調査地域 : いなべ市全域
- ・調査対象者 : 平成 20 年 4 月 1 日現在、いなべ市に居住している要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上高齢者（一般高齢者対象調査）および 65 歳以上の要支援・要介護認定者（要介護認定者対象調査）、介護支援専門員、サービス提供事業所を対象とする
- ・調査期間 : 平成 20 年 5 月 30 日（金）～平成 20 年 6 月 13 日（金）まで
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

(2) 回答者の属性

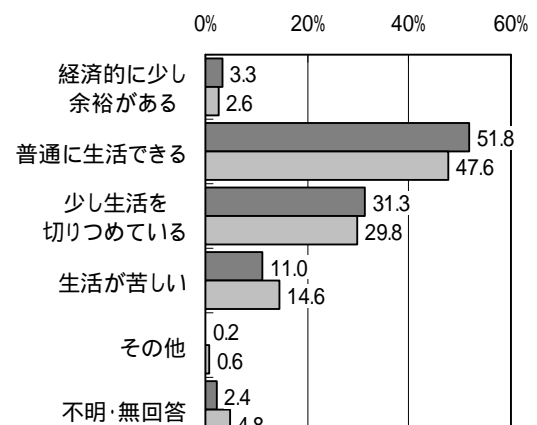
一人暮らし、高齢者二人暮らしや、経済的な問題を抱えた高齢者がみられます。女性は男性に比べて長寿であることから、経済的な問題を抱えた一人暮らし高齢者が特に女性で増加するおそれがあります。後期高齢者医療制度や年金問題など、高齢者の経済的負担に関する問題は大きな社会問題となっています。高齢期における経済的な課題についても検討していく必要があります。

家族構成



- ひとり暮らし世帯
- あなたと配偶者(65歳以上)のみの2人世帯
- あなたと配偶者(65歳未満)のみの2人世帯
- ▨ あなたとその他の高齢者(65歳以上)のみの世帯
- 2世代(自分と子ども、自分たち夫婦と子ども夫婦など)同居世帯
- ▨ 3世代(自分と子ども夫婦と孫など)同居世帯
- その他
- 不明・無回答

家計の状況

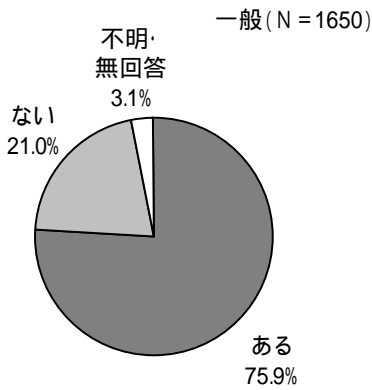


- 一般 (N = 1650)
- 認定者 (N = 939)

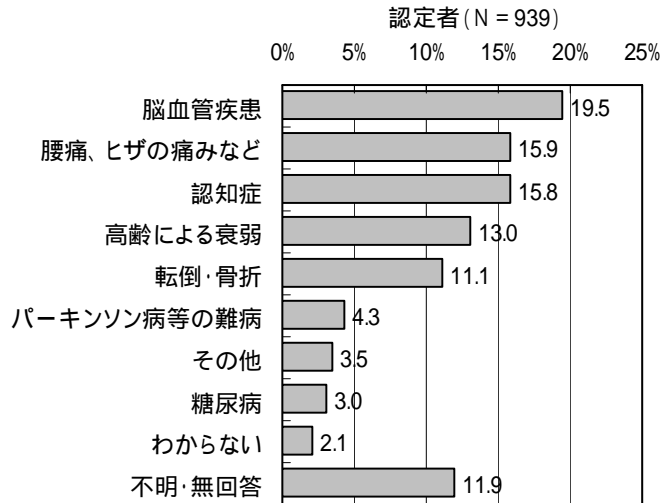
(3) 健康状態

一般高齢者でも、全体の7～8割が何らかの治療のために通院しています。
 要支援、要介護状態になった主な原因は、脳血管疾患が最も多くなっています。要介護度別にみると、重度者で脳血管疾患、軽度者で腰痛、ヒザの痛みなどが多くなっています。

治療している病気の有無（一般高齢者）



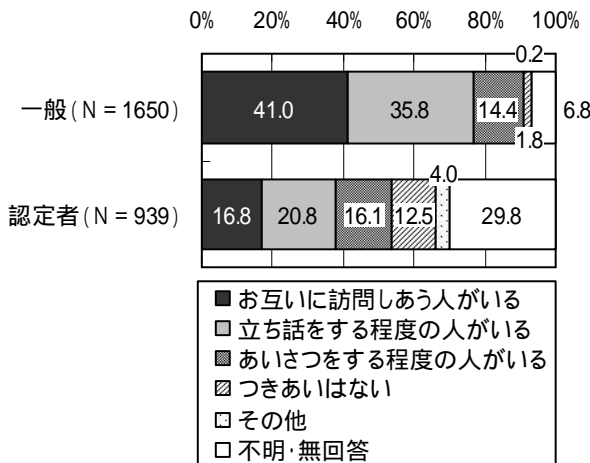
要支援・要介護状態になった主な原因（認定者）



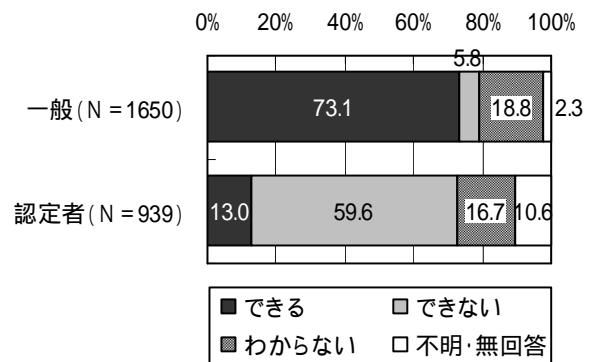
(4) 地域の状況について

近所づきあいは、一般高齢者の大部分が地域交流を持っていますが、認定者では一般高齢者と比較するとつきあいが希薄になっています。性別では女性よりも男性で親しくつきあうことが少なく、孤立化が心配されます。
 災害等の緊急時については、一般高齢者はある程度自力避難が可能ですが、認定者では約6割が自力避難は難しい状況です。災害時要援護者対策が求められています。

近所の人たちとのつきあいの程度



災害時の自力避難

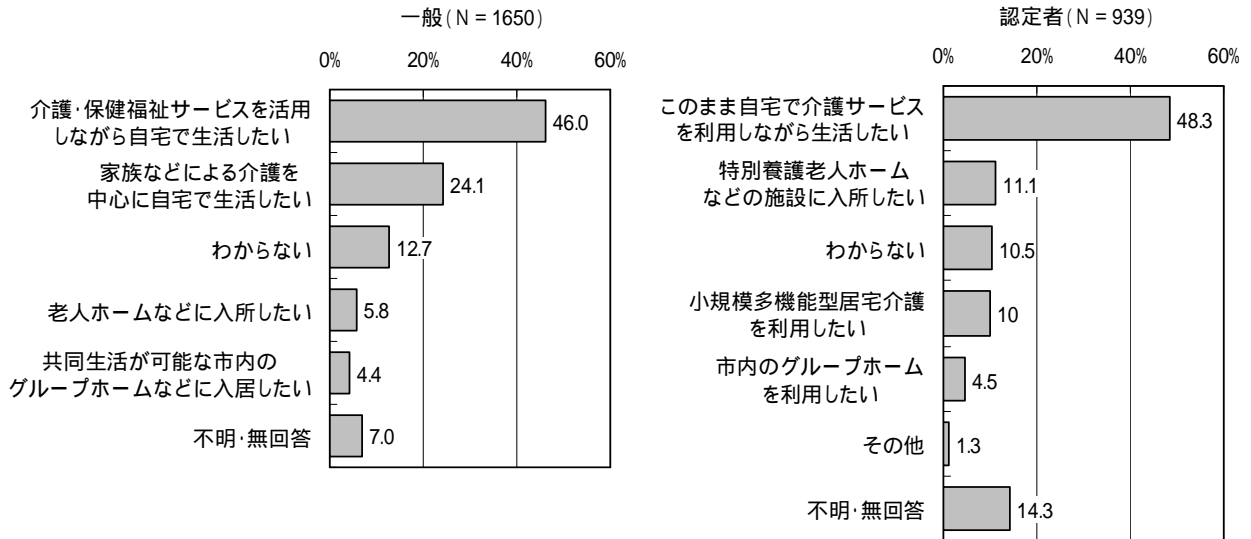


(5) 今後の生活について

今後の暮らし方としては、一般高齢者では約7割が自宅での生活を希望しています。要支援、要介護認定者においても、「このまま自宅で介護サービスを利用しながら生活したい」が半数近くを占めており、在宅志向が強くあらわれています。

自身に介護が必要となった場合、どのようにしたいか

これからの生活をどこでどのように送りたいか

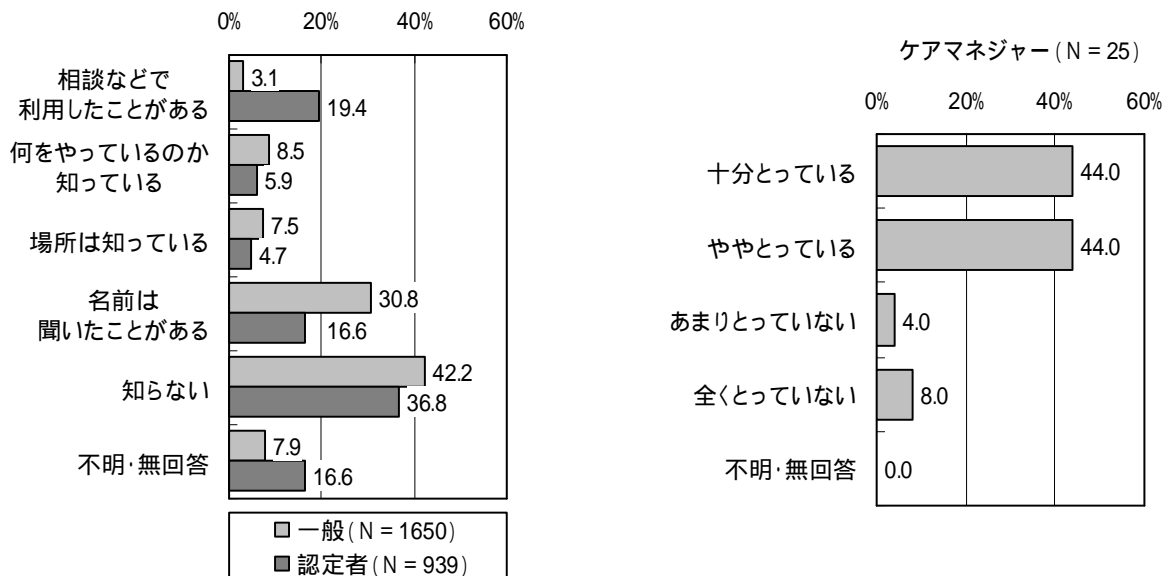


(6) 地域包括支援センターについて

包括支援センターの認知度は、一般高齢者に比べて要支援・要介護認定者でより高くなっていますが、一般高齢者では約4割が「知らない」となっています。ケアマネジャーでは、センターとの連携は比較的とれていることがうかがえます。

地域包括支援センターを知っているか

日頃の地域包括支援センターとの連携



7 . 計画の目指すもの

(1) 計画の基本理念

21世紀の本格的な超高齢社会においては、誰もが自分の生きかたを自分で決め、個人として尊重されることが重要となります。そして、明るく豊かで活力に満ち、すこやかにいつと暮らせることは、市民すべての願いであります。

本市ではこのような望ましい超高齢社会を実現するために、いつまでも健康で、安心していきいきと暮らせるまちづくりに努めます。

そこで、本計画の基本理念は、第3期計画を引き継ぎ「健康安心いきいきいなべ」とします。

健康安心いきいきいなべ

(2) 計画の基本目標

高齢期を元気に暮らせるまち いなべ

高齢者が要支援・要介護状態に至る前段階からの、また、要介護状態の悪化を防止するための、連続的で一貫性のある介護予防事業を実施するとともに、高齢者自らが主体的に取り組むことができるような健康づくり・介護予防支援に取り組めます。

いつまでも安心して暮らせるまち いなべ

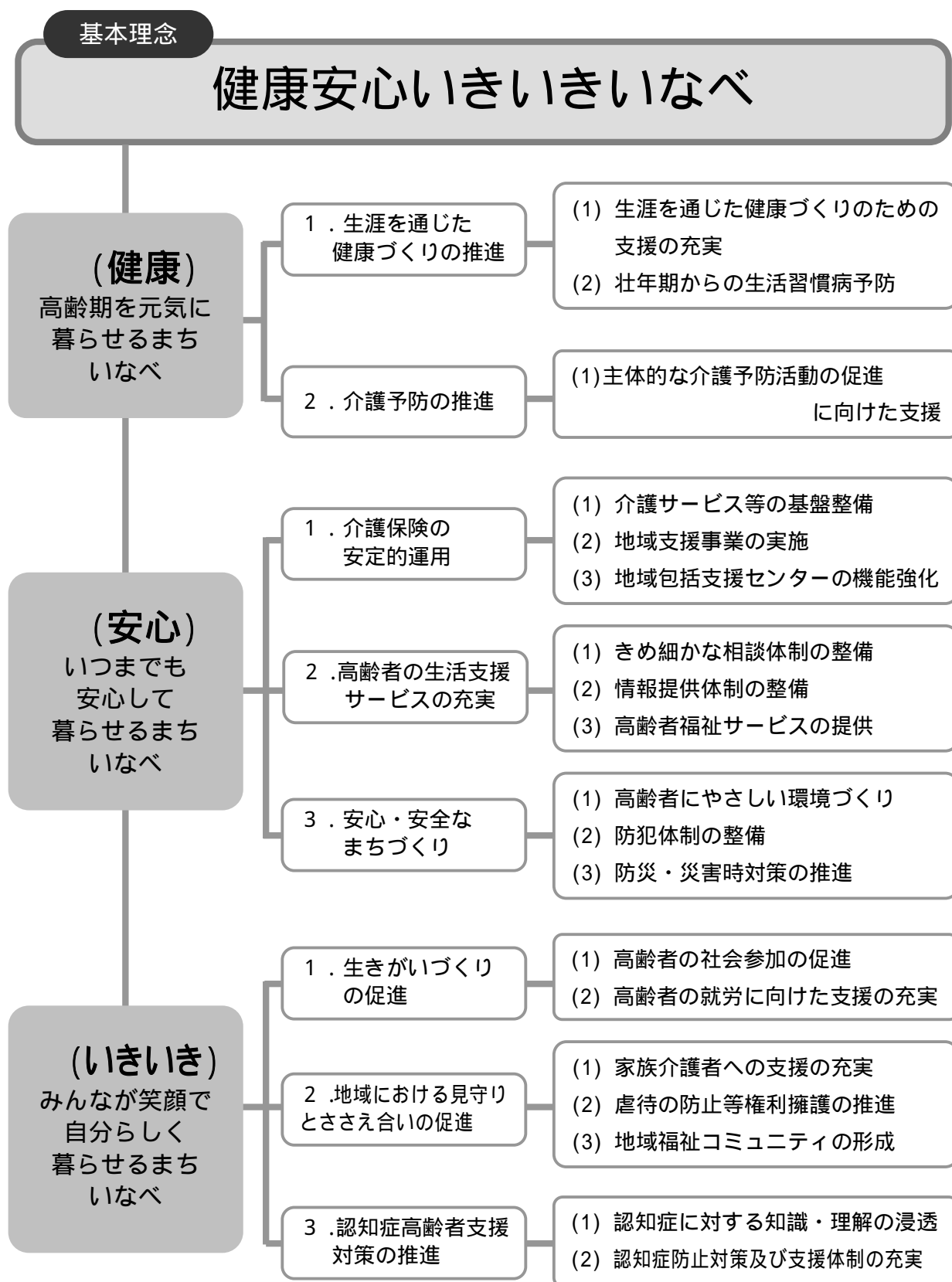
介護サービス・介護予防サービスや、相談、情報の提供など、高齢者が、必要なあらゆる支援を適切に受けられるよう、総合的、一体的なサービス提供体制づくりを進めます。

また、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、福祉サービスの充実や安全、安心に暮らせる環境づくりに取り組めます。

みんなが笑顔で自分らしく暮らせるまち いなべ

高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていけるよう、高齢者の自主活動や就労への支援を進めます。また、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営めるよう、必要な支援の提供や地域ぐるみの見守り体制を構築し、明るく活力に満ちた高齢社会の確立を目指します。

(3) 施策の体系図



(4) 重点施策

いなべ市に住む高齢者を取り巻く状況をふまえながら、計画の基本理念である「健康安心いきいきいなべ」を実現させるため、第4期計画の重点施策を、以下のように設定します。

【第4期計画の重点施策】

1. 地域における、主体的な「**元気づくり**」活動を促進します。
2. 高齢者とその家族を総合的に支援する拠点として、
地域包括支援センターの機能を強化します。
3. 地域住民と様々な団体や機関等の連携により、
地域における「**高齢者見守りネットワーク**」を形成します。
4. **認知症キャラバンメイト、認知症サポーター**を育成し、認知症の高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

各 論

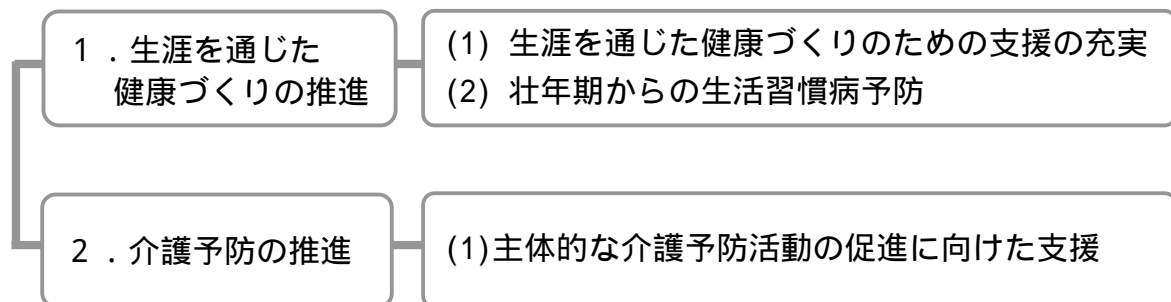
高齢期を元気に暮らせるまち いなべ

高齢期の期間が年々伸びている中、高齢者の介護予防の推進、健康寿命の伸長が重要となっています。

このような中、平成 20 年 4 月から「老人保健法」における保健事業が廃止され、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査が始まりました。この特定健康診査は、これまでの治療重点の医療から疾病予防を重視していくという方針により、特に中高年に増えている糖尿病などの生活習慣病の予防対策として、平成 20 年度から各医療保険を運営する保険者に対し実施が義務付けられたものです。

高齢者の健康づくりにおいては、疾病の予防、早期発見はもちろん、高齢期以前からの継続した運動や健康づくりに関する正しい知識と意識を高めることなどがポイントとなっており、「自らの健康は自らがつくる」という意識の高揚と、できるだけ若いうちからの主体的な健康づくり活動への取り組みが重要となっています。

【「高齢期を元気に暮らせるまち いなべ」を達成するための主な施策】



1. 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 生涯を通じた健康づくりのための支援の充実

【現状・課題】

高齢者の健康づくりにおいては、高齢期以前からの疾病の早期発見・早期治療や、健康づくりに関する正しい知識と意識を高めることなどが大切なこととなっています。

「老人保健法」が廃止されたことで、それまで実施されてきた健康手帳の交付や健康相談、訪問指導などの各事業が「健康増進法」に基づく事業となりました。いなべ市においては、健康に高齢期を過ごしていただくため、継続して高齢者と今後高齢者となる世代に対しての保健サービスを実施しています。しかし、特定健診や特定保健指導などの新たに対応すべき事業が出ているため、各ライフステージにおいて一体的な健康づくりが支援できる体制を、市民の自主活動への移行等も含めて、構築していく必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
健康づくりに関する情報提供の充実	生活習慣病の予防などに関する正しい知識の普及や情報の提供を通じ、「自らの健康は自らで守る」意識の定着を図ります。また、広報紙やホームページなどに定期的に健康に関する情報を掲載し、より多くの市民に対して啓発を行います。	健康推進課
健康手帳の交付	健診の記録等を記載し、健康管理等に役立てることを目的として、がん診受診者に対して健康手帳を交付します。	健康推進課
健康相談の実施	日常生活に合わせた健康に関する指導・助言や、特に重要な疾病別の重点的な相談、個人の特性に対応した健康相談を実施します。	健康推進課
健康教育の実施	食生活改善推進協議会等の地区組織との連携のもと、食育などを中心とした生活習慣病予防のための健康教育を実施します。	健康推進課
訪問指導の実施	重点対象疾患の予防と保健サービスと医療・福祉等のサービスとの調整を図ることを目的として、支援が必要な方を対象に訪問指導を行います。	健康推進課

施策	内容	担当課
健康づくりに関する啓発イベント等の開催	ウォーキングに関するイベントや、健康に関する啓発イベント等を継続して開催します。また、イベントの開催にあたっては、参加者の負担や事業費等の軽減の観点から、関連する他のイベント等との協働開催などを検討します。	健康推進課
元気づくり体験(楽しむコース)の実施	「元気クラブいなべ」との連携のもと、市民に対し運動を通じた健康づくりの知識の普及を行うとともに、地域ぐるみの健康づくり活動を促進します。	健康推進課

【目標数値】

	実績値				目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
健康づくりに関する情報提供回数(回)	3	3	3		3	3	3
健康手帳の交付数(人)	603	642	300	1	300	300	300
健康教室開催回数(回)	71	73	72		72	72	72
健康相談実施人数(人)	18	21	10		30	40	50
訪問指導人数(人)	17	6	5		10	10	10
健康づくりに関するイベントへの参加者数(人)	1,885	1,890	1,527		1,600	1,600	1,600
元気づくり体験(楽しむコース)参加者数(人)	3,558	3,793	5,652		7,300	7,500	7,700

1 高齢者の医療の確保に関する法律により健康手帳交付対象者の範囲が変更したことに伴う減少

(2) 壮年期からの生活習慣病予防

【現状・課題】

平成 20 年度から開始している特定健診は、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリック・シンドロームに着目した検査項目により、該当者や予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施しています。

壮年期からの健康づくりは、医療費の削減とともに将来の要支援・要介護認定者の増加を抑えることにもつながるため、特定健診・特定保健指導を市民に幅広く周知し、健診受診率の向上に取り組んでいくことが必要です。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
特定健康診査の実施	いなべ市に住む 40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防を目的とした特定健診を実施します。	保険年金課 健康推進課
特定保健指導の実施	特定健診により把握されたメタボリック・シンドローム該当者に対し、特定保健指導を実施します。	保険年金課 健康推進課
各種がん検診の実施	がんの早期発見・早期治療により死亡率を減少させることを目的として、がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺の各種がん検診）を実施します。がん検診の必要性について P R を行い、受診率の向上を目指します。	健康推進課
骨粗しょう症検診の実施	女性の高齢者に多い、骨粗しょう症の早期発見と早期治療を行うことを目的として実施します。	健康推進課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
特定健診受診率（％）			35	40	50	60
特定保健指導実施率（％）			25	30	35	40
胃がん検診受診率（％）	25.1	25.9	26.5	30	35	40
肺がん検診受診率（％）	34.1	34.0	34.5	30	35	40
大腸がん検診受診率（％）	30.4	31.1	31.5	30	35	40
子宮がん検診受診率（％）	30.1	32.0	32.5	30	35	40
乳がん検診受診率（％）	37.3	40.2	40.5	40	42	45
前立腺がん検診受診者数（人）	986	986	1,600	1,650	1,700	1,700
骨粗しょう症検診受診者数（人）	78	85	90	95	100	100

特定健診・特定保健指導は平成 20 年度から開始

2 . 介護予防の推進

(1) 主体的な介護予防活動の促進に向けた支援

【現状と課題】

要介護認定者は介護保険制度発足以来増加傾向にあり、認定率も平成 20 年 4 月現在で 14% を超えています。

要介護状態となることを未然に防ぐためには、要介護状態になる前からの一貫性・連続性のある介護予防サービスの提供が求められており、地域包括支援センターで実施している地域支援事業の介護予防事業がその中心的な役割を担っています。高齢者の増加や、参加者のニーズの多様化などから、近年では地域の主体的な介護予防活動の重要性が高まっています。

いなべ市では、地域住民による主体的な健康づくり活動を促進するため、社団法人「元気クラブいなべ」による各地域における健康づくり事業を支援しています。特に介護予防という観点では、運動習慣の定着を目指した「元気づくり体験（にこやかコース）」が、市内の 65 歳以上の方を対象に行われています。さらにこの「元気づくり体験」では市内の 4 地区にある拠点を中心に活動を開始し、各集会所単位への巡回指導を経て、市民による自主活動への移行を目指しています。

このような市民参加、地域主体による活動を広め、運動習慣の定着と理解を深めることで、地域ぐるみの健康増進、介護予防に取り組むことが重要となっています。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
地域支援事業の推進	特定高齢者に対し「通所型介護予防事業」「訪問型介護予防事業」等、一般高齢者等に対し「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」等の各種の介護予防事業を実施します。	地域包括支援センター
元気づくり体験（にこやかコース）の実施	「元気クラブいなべ」との連携のもと、介護予防の観点から 65 歳以上の市民に対し運動を通じた健康づくりの知識と介護予防の普及を行うとともに、地域ぐるみの健康づくり活動を促進します。	長寿介護課
健康づくり及び介護予防等に主体的に取り組む市民活動の促進	地域全体で健康づくりの気運を高めることが介護予防へとつながるため、食生活改善やスポーツ活動など、地域で活動する各団体・組織に対し支援を行い、健康づくりや介護予防に関する活動を促進します。	長寿介護課 健康推進課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
食生活改善推進員の活動回数(回)	62	68	72	72	72	72
元気づくり体験(にこやかコース)参加者数(人)	687	8,900	10,302	10,400	10,600	10,800

いつまでも安心して暮らせるまち いなべ

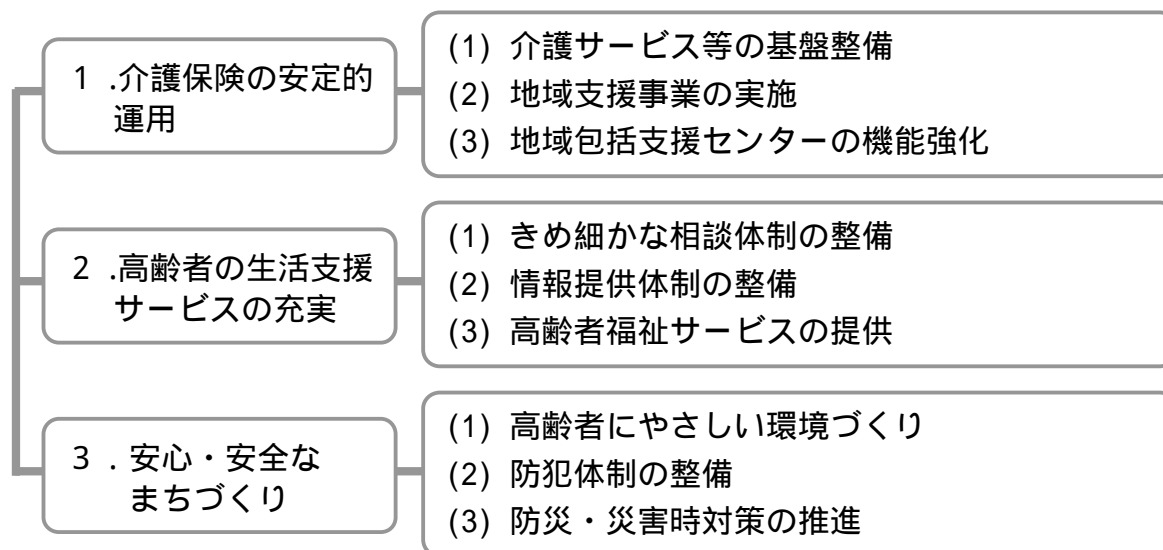
本市における要支援・要介護認定者は介護保険制度発足以来増加傾向にあり、安心して地域で生活していくためには、必要な人が利用できるだけの十分なサービス量と、質の高い介護サービス・予防サービスが地域の中で提供される体制づくりを進めていく必要があります。

特に、介護療養型医療施設が、本計画期間の最終年度まで（平成23年度）に全廃されることから、医療系サービスや地域密着型サービスの充実とともに、地域において見守り、支えあえる関係づくりを進めていく必要があります。

また、第3期計画からは施設から在宅重視という方向性が示され、地域包括支援センターの整備も進められてきました。いなべ市においても、平成19年度より、員弁地区と大安地区を担当する「いなべ市南地域包括支援センター」と藤原地区及び北勢地区を担当する「いなべ市北地域包括支援センター」の2箇所センターを設置し、よりきめ細かな介護予防、包括的な地域づくりの体制が整いました。しかし、アンケート結果からは、まだ地域における認知度が十分ではない状況もみられます。全国的にも、地域包括支援センターの職員が介護予防プランの作成に追われてしまっているなど、本来の機能が十分に果たせていないという課題も明らかになっているため、これらを改善するための周知方策、活用方策を検討する必要があります。

さらに、近年では高齢者が悪徳商法の犯罪被害に遭ったり、災害時に犠牲になったりする事例が多数報告されており、安心して暮らせるまちをつくるためには防犯や防災の取組も求められています。いなべ市では、「高齢者見守りネットワーク」や、災害時要援護者避難支援体制の構築に向けた取り組みを進めています。今後も、このような活動を充実し、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていける環境を整備していく必要があります。

【「いつまでも安心して暮らせるまち いなべ」を達成するための主な施策】



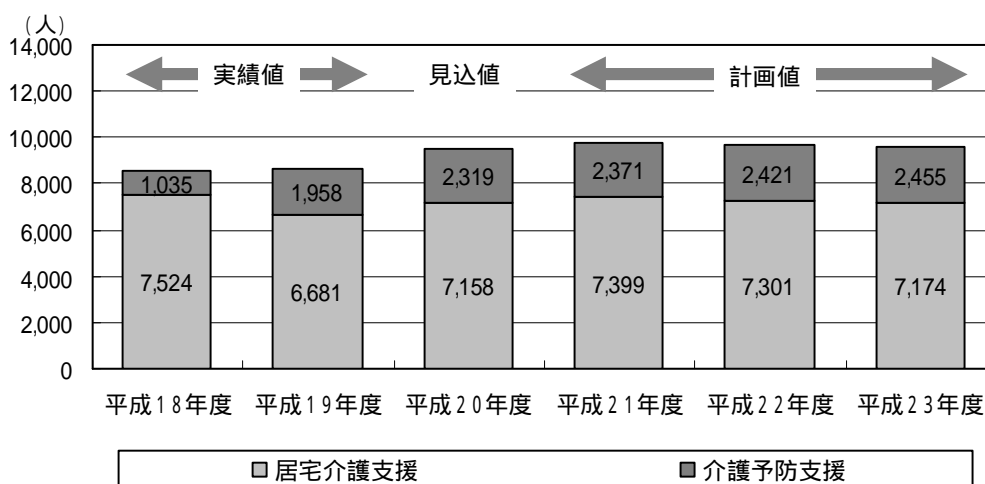
1. 介護保険の安定的運用

(1) 介護サービス等の基盤整備

居宅介護支援・介護予防支援

【現状と課題】

居宅介護支援とは、在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護者等と契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。介護予防支援は、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。近年では要支援、要介護認定者数の増加に伴い、市内の事業所のみではケアプランを作成するケアマネジャーが不足している状況にあります。また、平成20年度からは、公正・中立なケアマネジメントへ向けて、ケース検討会によりケアプランの確認を進めています。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援	7,399	7,301	7,174
介護予防支援	2,371	2,421	2,455

(人/年)

【今後の方向性】

ケース検討会などにおいてケアプランを確認することにより、利用者の自立を支えるサービス提供体制を整備します。また、指導の必要がある場合、事業者に対し、適切なケアマネジメントの提供を促します。また、ケアマネジャーが不足している状況にあるため、近隣市町の居宅介護支援事業所との連携のもと、サービスの確保に努めます。

また、介護予防支援については、ケアプランの作成と保健師によるチェック機能の連携を図り、地域包括支援センターの機能を活かした適切な支援体制づくりに努めます。

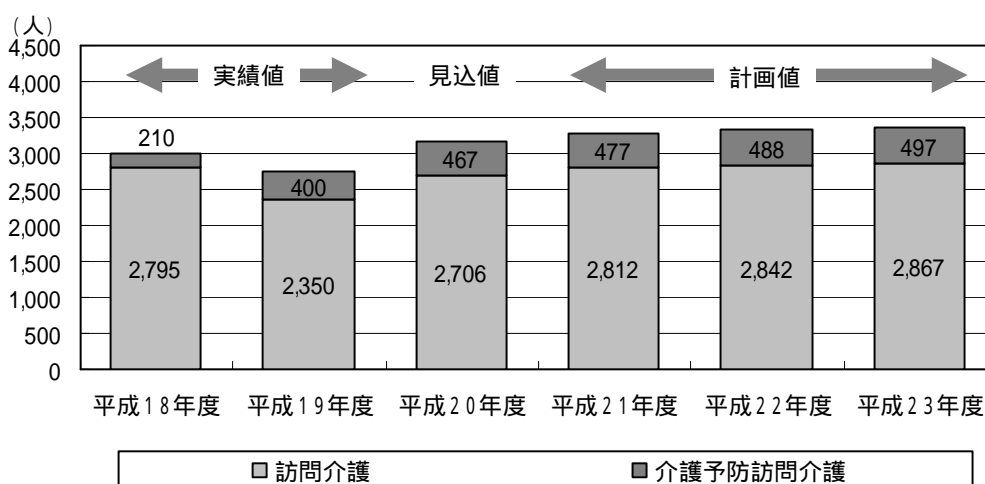
【居宅サービス】

訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

【現状と課題】

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。また、介護予防訪問介護では、利用者の状態の改善につながるような、介護予防に重点を置いたサービスの提供が行われます。

近年では通院乗降介助の利用が増加している状況にあります。また、今後は、ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、訪問介護、介護予防訪問介護の需要がさらに高まることが予想されます。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	2,812	2,842	2,867
介護予防訪問介護	477	488	497

（人/年）

【今後の方向性】

今後も利用者は横ばい～微増することが予想されるため、近隣市町の事業所等によるサービスの利用も視野に入れ、広域的な連携のもとでサービスの確保に努めます。

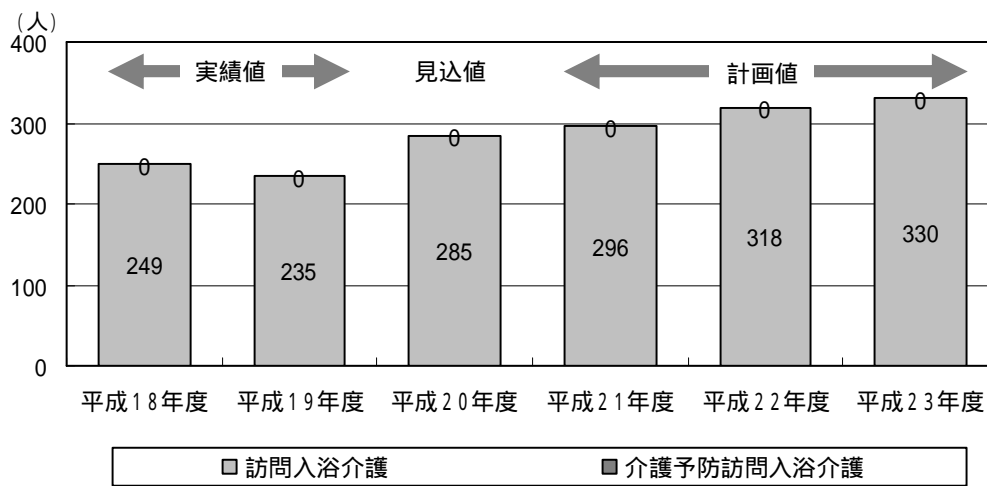
また、現在は軽度の要介護認定者の通院などに関して、通院乗降介助の利用が増加していると思われることから、適切なマネジメントに基づくサービス提供を促進します。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【現状と課題】

訪問入浴介護とは、浴槽を自宅などに運び入浴の介護を行うサービスです。介護予防訪問入浴介護については、ほとんど利用実績がありませんでした。

現在はいなべ市社会福祉協議会の1か所のみによるサービス提供となっており、1つの事業者にかかる負担が大きくなっていると思われることから、柔軟にサービス提供ができる体制が必要になっています。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴介護	296	318	330
介護予防訪問入浴介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

訪問入浴介護サービスの効果等についてPRを進めるなど、事業者が参入しやすい環境づくりに努めます。

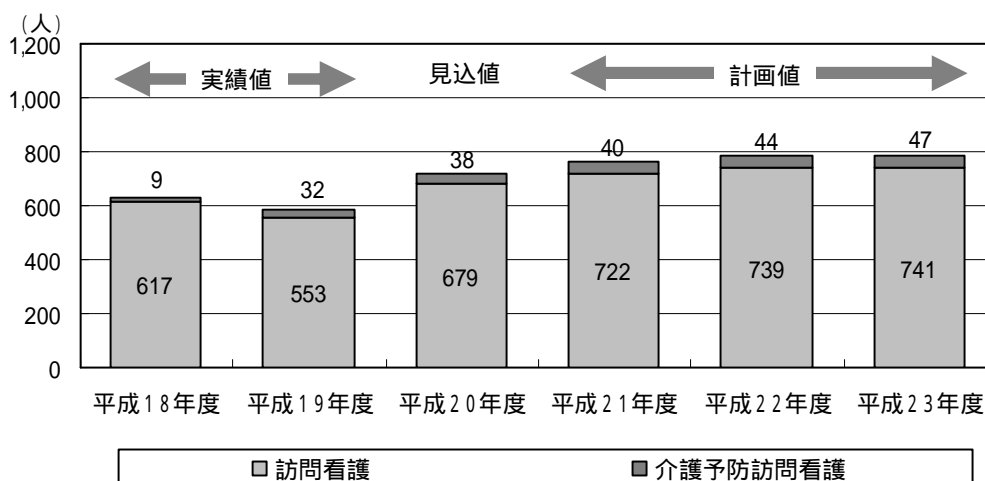
また、このサービスは特に要介護度の高い人での利用が多くなっているため、介護予防訪問入浴介護の実施は見込んでいませんが、今後、利用者のニーズ把握に努めます。

訪問看護・介護予防訪問看護

【現状と課題】

訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援者の自宅を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または診療補助を行うサービスです。

市内では、3事業所によるサービス提供が行われています。今後は、後期高齢者の増加や療養病床の削減等により、ニーズが高まってくることが予想されます。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問看護	722	739	741
介護予防訪問看護	40	44	47

(人/年)

【今後の方向性】

重度要介護高齢者の在宅介護への対応として、訪問看護、介護予防訪問看護サービスの充実を図っていきます。あわせて、訪問看護、介護予防訪問看護のサービス内容、利用方法、効果などについて広くPRし利用の促進を図り、在宅介護を支援していきます。

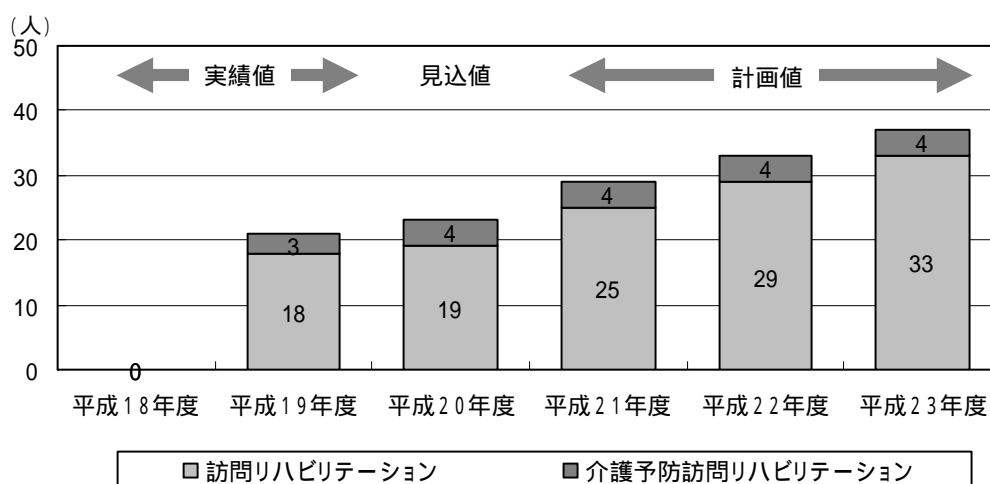
また、訪問看護については、終末期におけるターミナルケアの提供についても、適切なプロセスを重視していきます。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【現状と課題】

訪問リハビリテーションとは、病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なりハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が自宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

市内にはサービス提供事業所がありませんが、施設等を退院、退所する人が多くなってきた場合、在宅でのリハビリはその必要度が高まってくることが予想されます。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問リハビリテーション	25	29	33
介護予防訪問リハビリテーション	4	4	4

(人/年)

【今後の方向性】

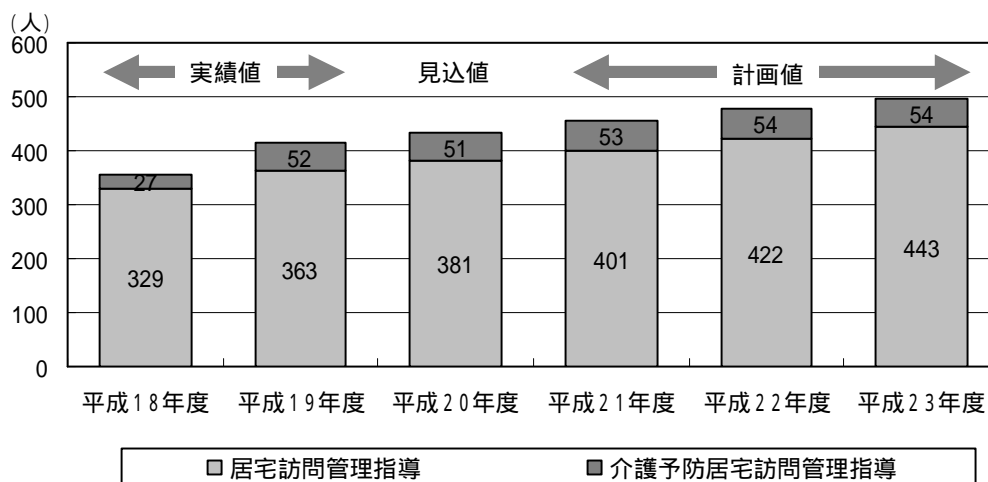
今後、施設等を退院、退所する要介護高齢者が増加した場合、利用ニーズが高まることも予想されるため、利用者の需要の的確な把握に努めます。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【現状と課題】

居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、病院・診療所の医師・薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等をふまえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

市内では“みなし指定”の事業所が多くありますが、それ以外でも現在のサービス提供体制で、概ね対応できている状況です。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅療養管理指導	401	422	443
介護予防居宅療養管理指導	53	54	54

(人/年)

【今後の方向性】

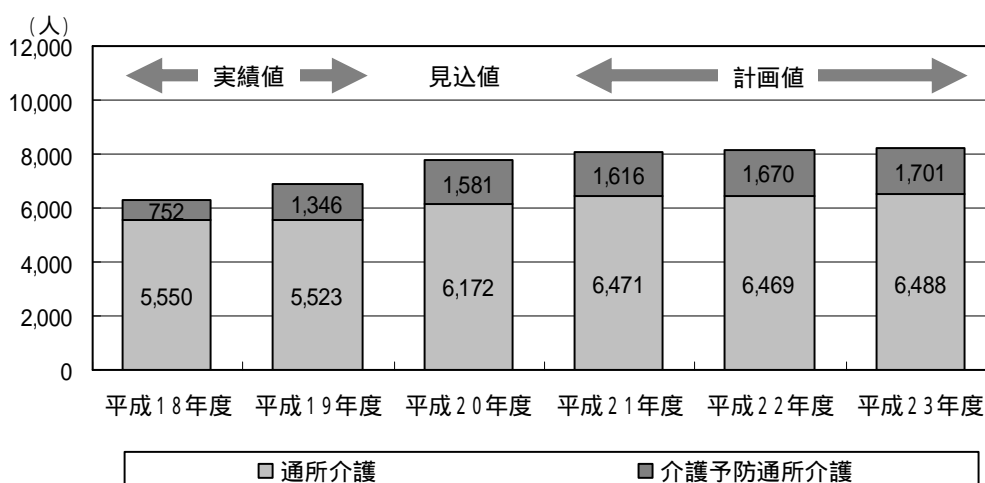
市内の医療機関や訪問看護等の他のサービスとの連携を図り、スムーズな利用へとつなげていきます。

通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

【現状と課題】

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。また、介護予防通所介護は、居宅要支援者に対して介護予防を目的として、入浴、食事の提供等、日常生活上の世話や日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

通所介護・介護予防通所介護は人気・利用率ともに高いサービスであり、今後も利用者の増加が予想されます。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所介護	6,471	6,469	6,488
介護予防通所介護	1,616	1,670	1,701

（人/年）

【今後の方向性】

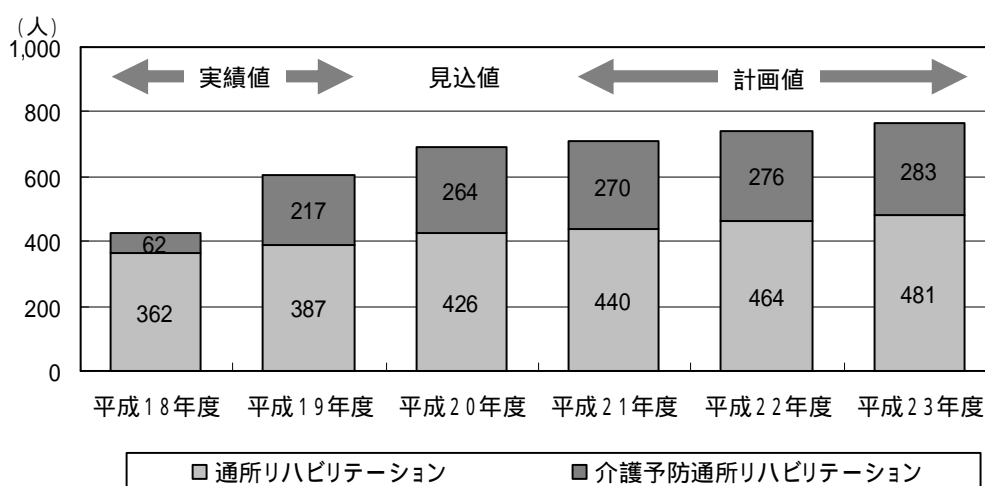
今後も利用者の増加が予想されるため、サービスの提供を促進するとともに、質の向上を図っていきます。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【現状と課題】

通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士により機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。

市内1事業所でサービス提供を行っています。リハビリテーションは、重度化を防止するためにも重要なサービスであるため、後期高齢者の増加等によってその必要度が高まってくることが予想されます。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所リハビリテーション	440	464	481
介護予防通所リハビリテーション	270	276	283

(人/年)

【今後の方向性】

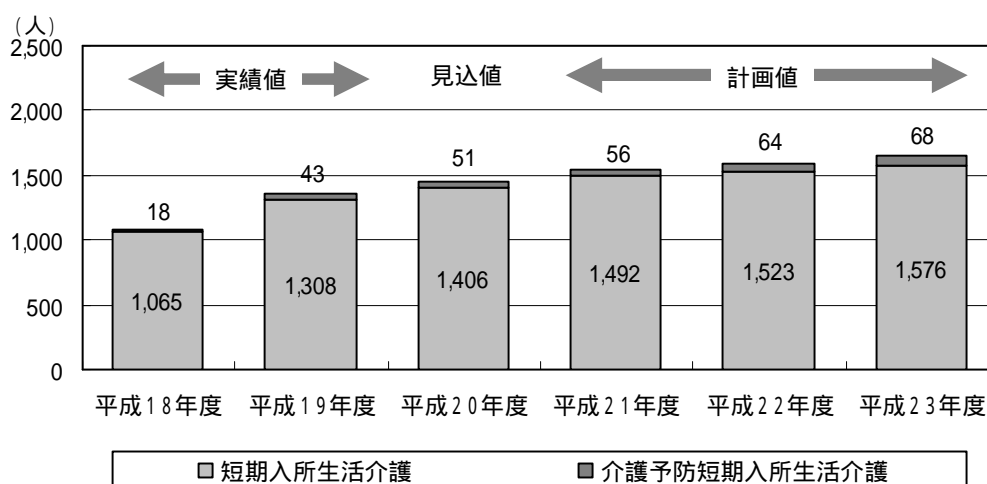
通所リハビリテーションは、要介護高齢者の在宅生活へのスムーズな移行と自立支援を促すために重要なサービスであることから、サービスの内容、利用方法、効果などについて広くPRを行い、利用の促進を図ります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【現状と課題】

短期入所生活介護とは、在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

利用は増加傾向にあり、希望する時期や緊急時においてはサービス確保に支障をきたす可能性もあります。緊急時の利用にも対応できるような体制を整備していく必要があります。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所生活介護	1,492	1,523	1,576
介護予防短期入所生活介護	56	64	68

(人/年)

【今後の方向性】

短期入所生活介護は利用が増加傾向にあるため、適切なサービス利用ができるよう供給体制の整備について検討を行うとともに、災害時や虐待等の緊急ニーズに対応するための空床の確保を促進します。

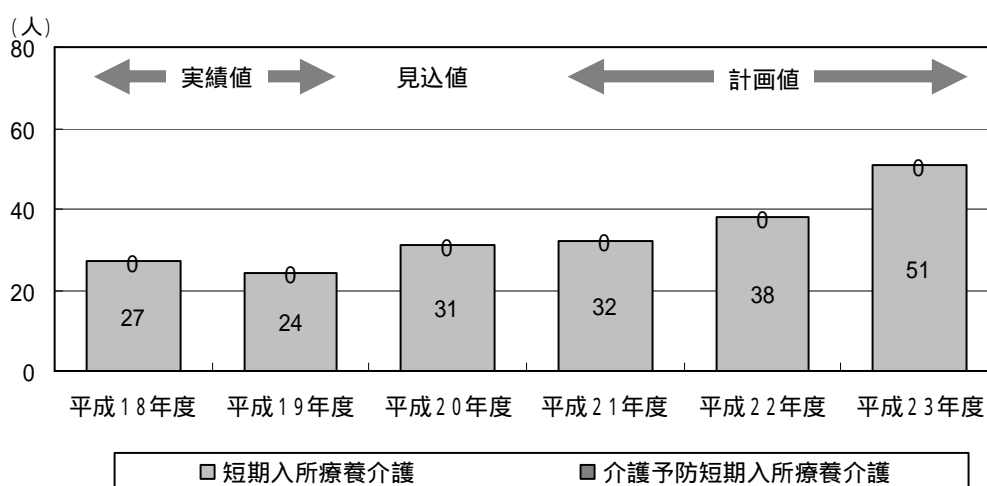
また、ケース検討会等において、中・長期間の利用等、不適切な事例については検討を行い、必要に応じて指導を行います。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【現状と課題】

短期入所療養介護とは、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。

利用は多くありませんが、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と同様の課題があるため、こちらについても緊急時の利用にも対応できるような体制を整備していく必要があります。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所療養介護	32	38	51
介護予防短期入所療養介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

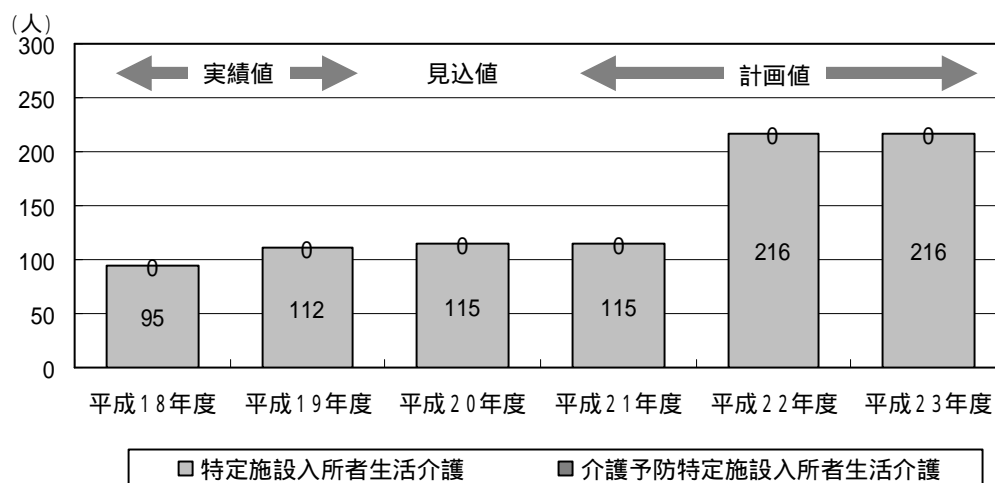
医学的管理下のもとで短期入所を必要とする要介護高齢者等に対して、より身近で利用しやすいサービス提供を促進します。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

現在、いなべ市内には該当する施設はありませんが、他市町村での利用がみられます。近隣市町においては有料老人ホームが増加していることから、近隣市町の状況や参入する事業者の動向を注視していく必要があります。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設入居者生活介護	115	216	216
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

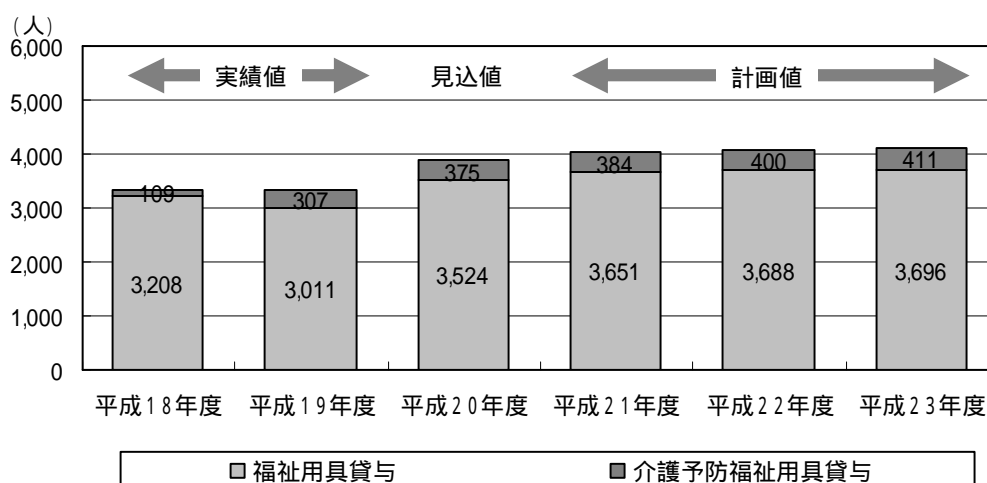
近隣市町の施設の新設等に伴い、市内の利用者も増加することが見込まれるため、今後も利用者のニーズの把握に努めます。また、本市における第4期事業計画の特定施設の整備は、新規で設置する1施設を整備計画とします。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【現状と課題】

福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

平成20年度より、給付適正化の観点から、特殊寝台、車いす、昇降機（リフト）については、ケース検討会において利用状況についての確認を行っています。在宅での生活が推進されている中で、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスの重要性は今後ますます高まることが予想されます。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉用具貸与	3,651	3,688	3,696
介護予防福祉用具貸与	384	400	411

(人/年)

【今後の方向性】

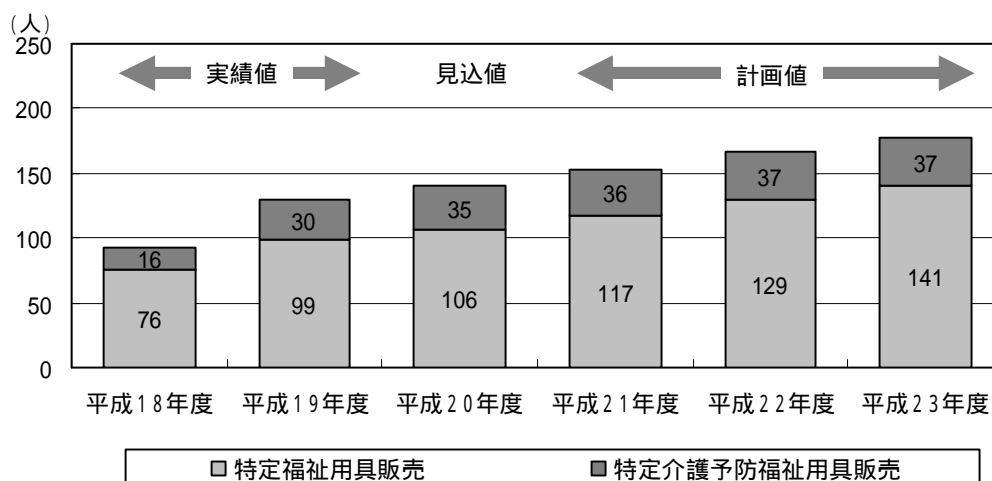
福祉用具を活用することは在宅生活での利用者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るためには重要なものであるため、サービスの内容、利用方法を広くPRし、利用の促進に努めます。また、軽度の認定者への過剰なサービス提供などの、不適切なサービス利用についてはケース検討会等において検討を行い、必要に応じて指導を行います。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

【現状と課題】

特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。また、特定介護予防福祉用具販売は、居宅要支援者に対して介護予防を目的とした福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給するものです。

在宅での生活が推進されている中で、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスの重要性は今後ますます高まることが予想されます。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定福祉用具販売	117	129	141
特定介護予防福祉用具販売	36	37	37

(人/年)

【今後の方向性】

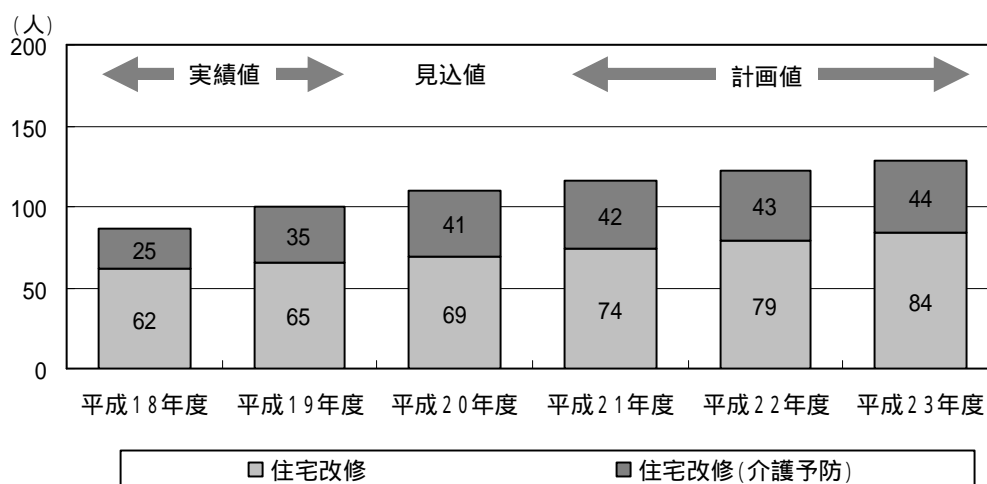
福祉用具を活用することは在宅生活での利用者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るためには重要なものであるため、サービスの内容、利用方法等を広くPRし、利用の促進に努めます。

住宅改修費の支給

【現状と課題】

住宅改修は、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差の解消等を行うものです。

制度を知らないために事前に申請せず、該当となる場合でもサービス利用ができていない事例が多くなっているため、利用者と事業者への制度の普及が課題となっています。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修費の支給	74	79	84
住宅改修費の支給(介護予防)	42	43	44

(人/年)

【今後の方向性】

住宅改修は、在宅生活での利用者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るためには重要なサービスであるため、サービスの内容・利用方法等を広くPRし、利用を促進します。

【地域密着型サービス】

夜間対応型訪問介護

【現状と課題】

自宅にいる場合でも、夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。

第 3 期介護保険事業計画では利用を見込んでおらず、現在も市内にサービス提供事業所はないため利用実績はありません。

【目標事業量】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

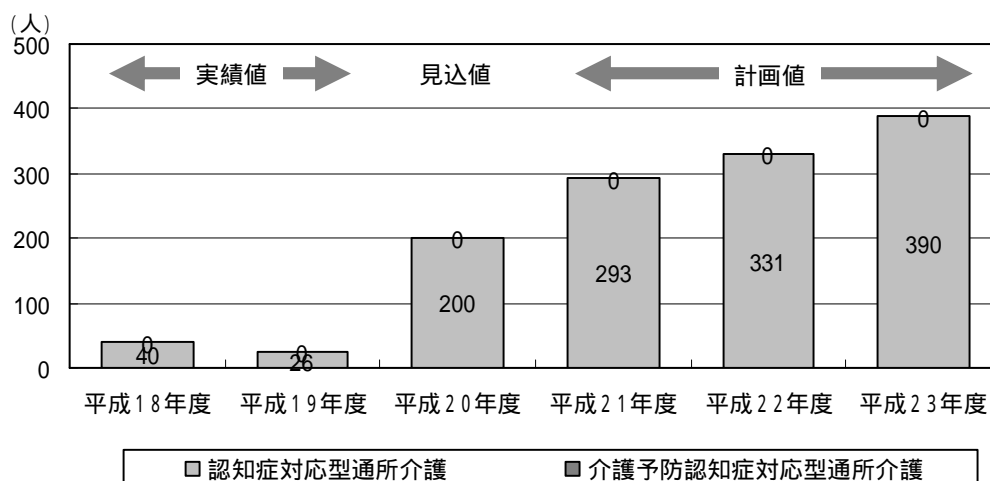
長期的な計画の中で、その必要性について継続して検討を行います。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【現状と課題】

認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加も懸念されるなか、地域における重要性が高まっています。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型通所介護	293	331	390
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

今後も利用者の増加が予想されるため、サービスの提供を促進するとともに、質の向上を図っていきます。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【現状と課題】

居宅要介護者について、「通い」を中心として、その方の様態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供する介護サービスです。

第3期介護保険事業計画では利用の見込みを立てていましたが、事業所の参入がなく、利用実績はありませんでした。

【目標事業量】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

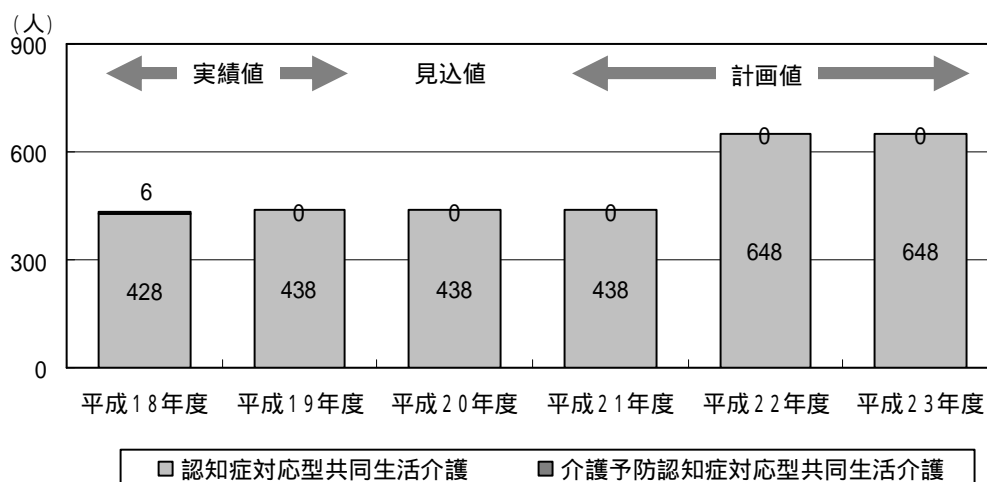
長期的な計画の中で、その必要性について継続して検討を行います。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【現状と課題】

認知症対応型共同生活介護は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

市内には3事業所がサービス提供を行っていますが、利用者も増加しており、今後も利用希望者の増加が予想されることから、充実が求められているサービスです。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型共同生活介護	438	648	648
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

今後認知症高齢者の増加が予想されることから、住民のニーズの把握に努めます。

また、本市における第4期事業計画のグループホームの整備は、新規で設置する2ユニットを整備計画とします。

地域密着型特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

定員 29 名以下の有料老人ホームです。第 3 期介護保険事業計画では利用を見込んでおらず、現在も市内にサービス提供事業所はないため利用実績はありません。

【目標事業量】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

長期的な計画の中で、その必要性について継続して検討を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【現状と課題】

定員 29 名以下の特別養護老人ホームです。第 3 期介護保険事業計画では利用を見込んでおらず、現在も市内にサービス提供事業所はないため利用実績はありません。

【目標事業量】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0

(人/年)

【今後の方向性】

長期的な計画の中で、その必要性について継続して検討を行います。

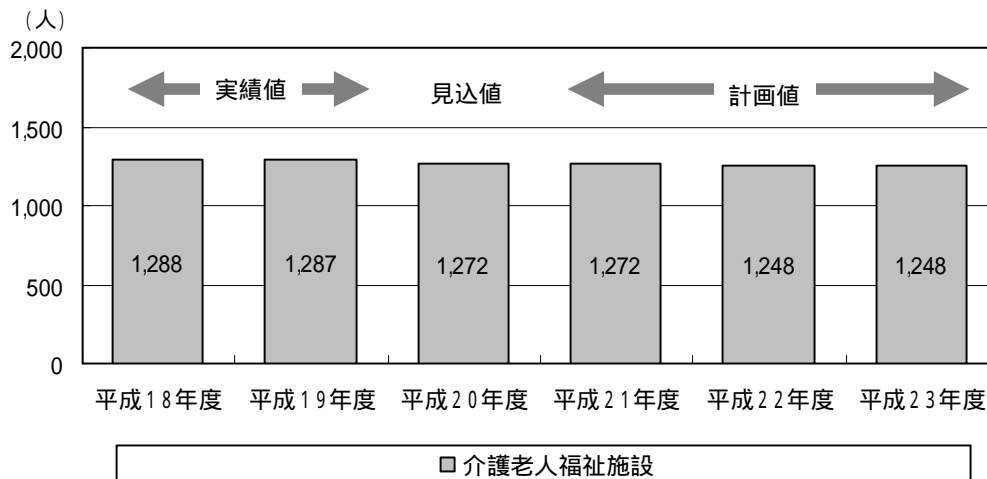
【施設サービス】

介護老人福祉施設

【現状と課題】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）とは、自宅での介護が困難な方の介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を行う施設です。

介護老人福祉施設については、現在市内に2施設があります。利用状況は100%を超えているため、待機者等を出さないよう、在宅サービスの充実と合わせて、体制の整備に取り組む必要があります。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	1,272	1,248	1,248

(人/年)

【今後の方向性】

利用者がその家族とともに可能な限り在宅で暮らせるよう、在宅サービスの充実に努めるとともに、施設利用については重度者に対し重点的なサービス提供を行います。在宅サービスの充実を行いながらも、施設に入らざるをえない方に対してはスムーズな施設利用が図られるような体制を整備します。

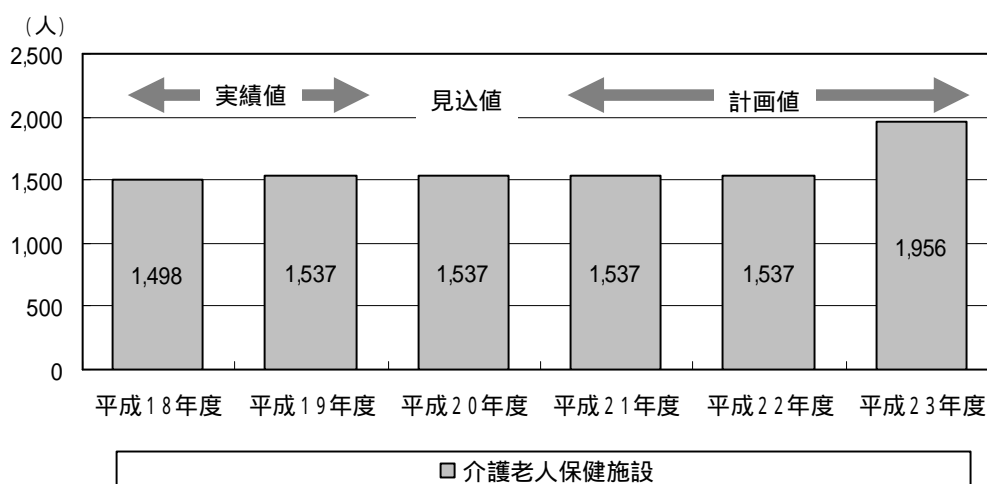
また、一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアの整備が推進されていますが、入所者のホテルコストの負担や共同生活のメリット、入所者自身の意向等も踏まえ、そのあり方について検討を進めます。

介護老人保健施設

【現状と課題】

介護老人保健施設とは、在宅に戻ることを前提として、3～6か月間、看護、医学的管理下で介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を行う施設です。

介護老人保健施設については、現在市内に1施設があります。今後は、療養病床の廃止に伴い、利用者が増加することも考えられるため、受け入れ体制等についても検討が必要となっています。



【目標事業量】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人保健施設	1,537	1,537	1,956

(人/年)

【今後の方向性】

利用者がその家族とともに可能な限り在宅で暮らせるよう、在宅サービスの充実に努めるとともに、施設利用については重度者に対し重点的なサービス提供を行います。在宅サービスの充実を行いながらも、施設に入らざるをえない方に対してはスムーズな施設利用が図られるような体制を整備します。

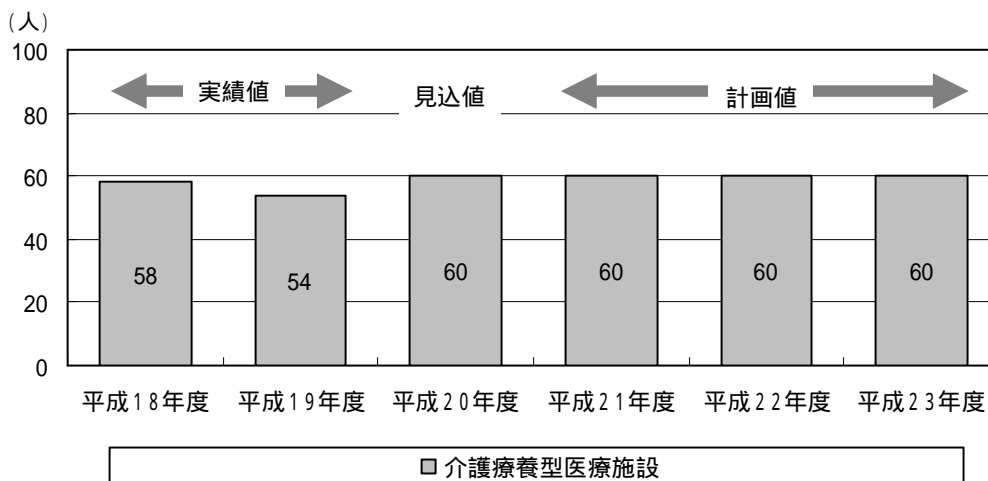
また、一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアの整備が推進されていますが、入所者のホテルコストの負担や共同生活のメリット、入所者自身の意向等も踏まえ、そのあり方について検討を進めます。

介護療養型医療施設

【現状と課題】

介護療養型医療施設とは、症状が安定しているものの、長期療養を必要とする方に、看護、医学的管理下で介護や必要な医療、機能訓練を行う施設です。

市内には施設がありませんが、市外においての利用がみられます。介護療養型医療施設は平成 23 年度末に廃止されることとなり、これらに入所している方については、他施設へ移るか、または在宅に戻る方向となります。円滑な移行に向けての対策が必要となっています。



【目標事業量】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護療養型医療施設	60	60	60

(人/年)

【今後の方向性】

平成 23 年度末の廃止に向け、入所者がスムーズに在宅生活や老人保健施設等へ移行できるよう、ニーズの把握等の支援に努めます。

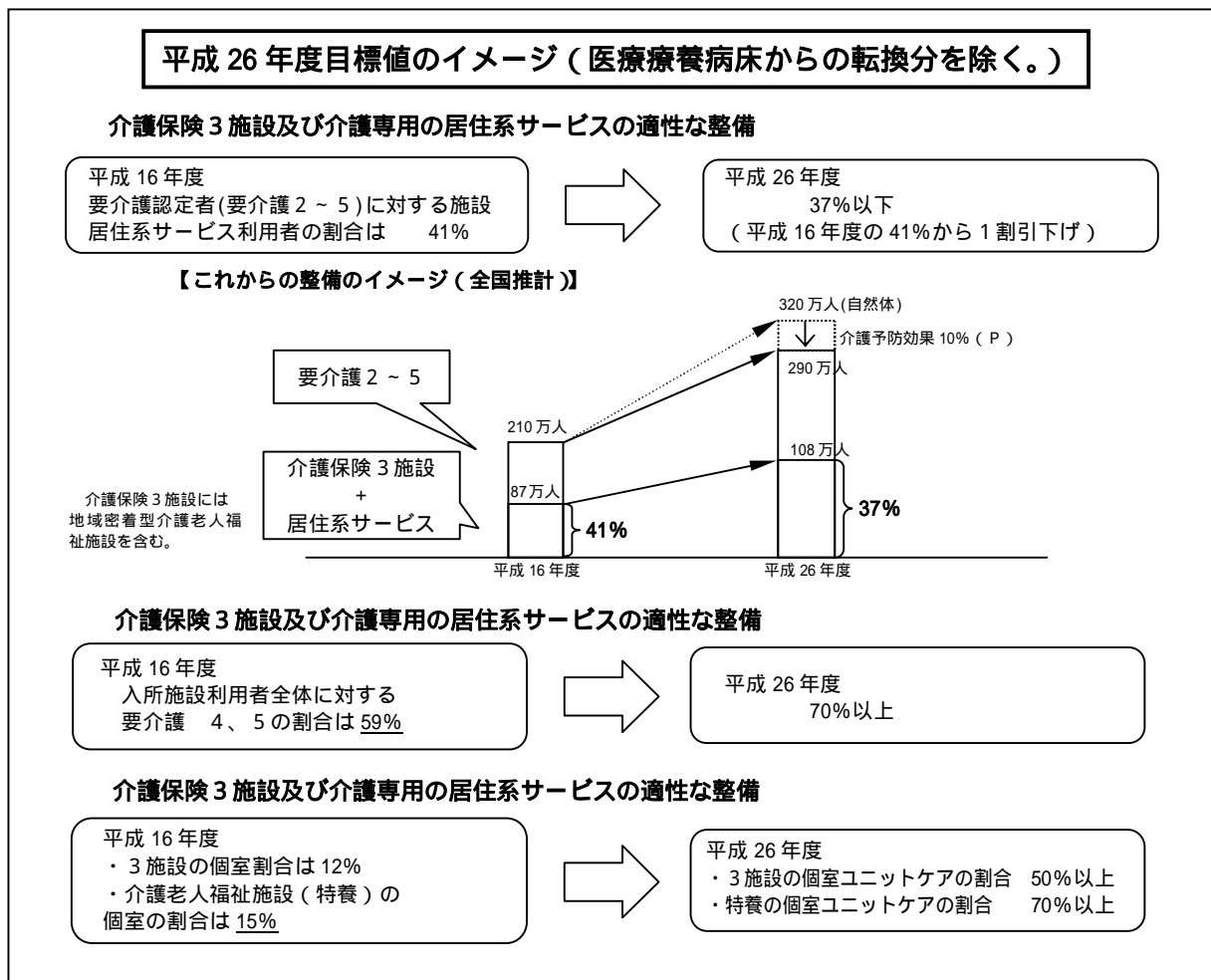
【平成 26 年度に向けた目標の達成状況】

第 3 期介護保険事業計画では、平成 26 年度の達成を目指して以下のような目標が掲げられました。

要介護 2 ～ 5 の認定者に対して、
施設・介護専用の居住系サービスの利用者が 37%以下となるようにすること。

施設・介護専用の居住系サービスの利用者全体のうち、
要介護 4・5 の割合を 70%以上とすること。

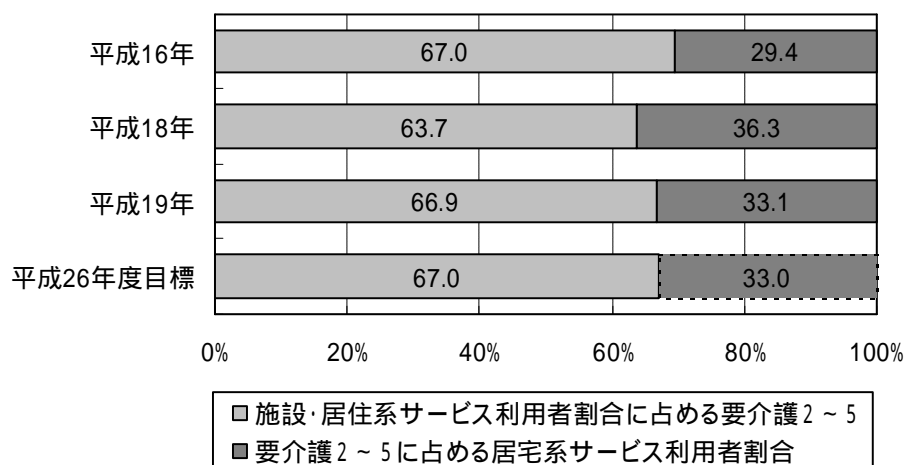
第 3 期計画策定の際の平成 26 年度目標値の設定の考え方は、第 4 期計画でも変更はありません。平成 26 年度の目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた適切な補正を行うことが必要となります。



施設・居住系サービスの利用者数割合

第3期計画では施設・居住系サービスの利用者数の合計数の要介護2以上の認定者数に対する割合を36.9%（国の目標は37.0%以下）とすることを目標として設定しました。

平成18年度、平成19年度の実績をみると、要介護2～5の割合は平成16年度から37%を下回っており、平成19年度には33.1%となっています。



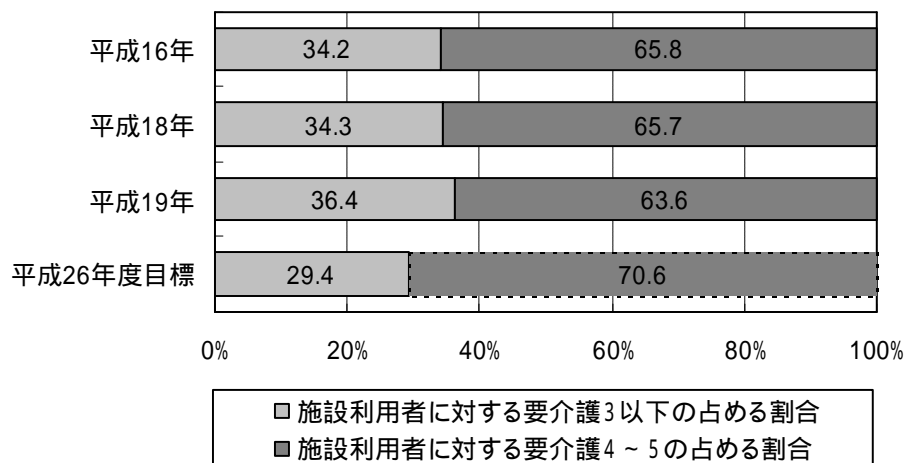
	平成18年	平成19年	平成26年度
要介護2～5の認定者数	752	834	914
施設・居住系サービス利用者数(要介護2～5)	273	276	302
介護老人福祉施設	108	105	93
介護老人保健施設	125	128	150
介護療養型医療施設	5	5	
認知症対応型共同生活介護	36	36	54
特定施設入居者生活介護	8	10	41
割合	36.3%	33.1%	33.0%

資料：認定者数（介護保険事業状況報告 各年10月）
施設及び居住系サービスの利用者数（CSV111より10月分を抽出）

施設における重度者への重点化

第3期計画では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の利用者数の合計数のうち要介護4・要介護5の認定者数の合計数が占める割合を、75.8%（国の目標は70%以上）とすることを目標として設定しました。

平成16年の65.8%に比べ、平成18年では65.7%と横ばいとなっていますが、平成19年では反対に平成16年よりも低くなり、施設サービスの重度者への重点化は進んでいません。



	平成18年	平成19年	平成26年度
施設利用者総数	237	240	248
施設利用者のうち要介護4～5	156	151	175
介護老人福祉施設	71	71	71
介護老人保健施設	82	77	104
介護療養型医療施設	4	4	
割合	65.7%	63.6%	70.6%

資料：施設利用者数（CSV111より10月分を抽出）

(2) 地域支援事業の実施

【現状・課題】

高齢者が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、「地域支援事業」を実施しています。

地域支援事業は、従来の高齢者保健福祉事業を再編し、介護保険の中に組み込むことで、より連続的で一体的な高齢者の介護予防を行うことを目的に創設され、事業は「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つに分類されています。

【今後の方向性】

介護予防事業

施策	内容	担当課
特定高齢者把握事業	特定高齢者に関する広報を行い、周知を図るとともに、福祉医療関係者等との連携のもと、特定高齢者の把握に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課
通所型介護予防事業	介護予防の必要性についての認識を高め、参加者の増加につなげます。また、送迎などにより参加しやすい環境づくりを行うとともに、より効果的な介護予防事業が行えるよう、事業を行う専門的人材と実施事業所の確保に努めます。	地域包括支援センター
訪問型介護予防事業	閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者を対象に、管理栄養士・保健師の訪問による介護予防事業を実施します。事業の周知を図るとともに、介護予防の必要性についての啓発を行い、利用者の意識の向上につなげます。	地域包括支援センター
介護予防特定高齢者施策評価事業	より効果的な介護予防の事業実施に向け、介護予防高齢者施策の事業評価を行います。	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業（一般高齢者）	広報紙「リンク」やホームページ、出前講座等の実施により、介護予防に関する知識の普及に努めます。また、特に地域に出向くことで、積極的な普及啓発活動を行います。	地域包括支援センター
地域介護予防活動事業	「介護予防ボランティア育成講座」を開催し、ボランティアの増加に努めるとともに、講座の卒業生に対し、自主活動へ向けた支援を行います。	地域包括支援センター
一般高齢者施策評価事業	介護予防教室や出前講座等の実施後に参加者へのアンケートを行い、満足度や理解度の確認を行い、より効果的な事業の実施につなげます。	地域包括支援センター

【目標数値・介護予防事業】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
特定高齢者（人）	15	14	27	40	50	50
通所型介護予防事業参加人数（人）	15	14	23	35	45	45
訪問型介護予防事業参加人数（人）	1	0	4	5	5	5
介護予防普及啓発事業実施回数（回）	14	40	65	50	50	50
介護予防ボランティア講座参加者数（人）		20	14			

包括的支援事業

施策	内容	担当課
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメントが必要な高齢者の把握に努め、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施します。	地域包括支援センター
総合相談支援事業	各地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族に対する総合的な相談に努めます。また、より一層センターの周知に努めます。	地域包括支援センター
権利擁護事業	悪徳商法や高齢者虐待など、高齢者の権利を侵害するような事案に対し、成年後見制度の利用支援や相談等による支援を行います。	地域包括支援センター
地域ケア支援事業	ケース検討会や居宅介護支援事業所会議の開催、社会福祉協議会、民生委員児童委員や医療機関等との連携を通じ、地域全体で高齢者を支援するネットワークづくりに取り組みます。	地域包括支援センター

【目標数値・包括的支援事業】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防ケアマネジメント数（件）	174	258	252	280	290	290
特定高齢者	15	14	27	40	50	50
要支援 1、2	159	244	250	240	240	240
総合相談件数（件）	1,153	1,608	1,750	1,800	1,800	1,800
ケアマネジャー相談支援件数（件）	149	337	350	300	300	300
ケース検討会開催回数（回）	25	55	35	30	30	30

任意事業

施策	内容	担当課
介護給付費 適正化事業	短期入所や福祉用具貸与などのサービスを中心に、ケース検討会やケアプランチェックなどを行い、適切なサービス提供に向けた指導を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課
介護家族継続支援事業	介護者教室や介護者のつどいなどを通じ、家族介護についての知識・技術の普及と精神的負担の軽減を図ります。また、家族介護者の会などに対し、加入者の増加や活動の活性化に向けた支援を行います。	地域包括支援センター
その他事業	高齢者見守りネットワークの構築に向け、推進会議の開催を行い、関係機関との連携を図ります。	地域包括支援センター 長寿介護課 その他関係各課

【目標数値・任意事業】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護者教室の開催回数（回）		2	1	2	2	2
介護者のつどい実施回数（回）		6	6	5	5	5

(3) 地域包括支援センターの機能強化

【現状・課題】

地域包括支援センターは、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3職種の間で連携しながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業などの事業を一体的に担う中核拠点として平成 18 年度から設置されました。

いなべ市においては、平成 18 年度は南地域包括支援センター 1 か所で運営していましたが、平成 19 年度からは北地域包括支援センターを設置し、市内 2 か所で、地域に応じたよりきめ細かな対応ができる体制が整いました。

今後は、地域の相談窓口や人的資源などの地域福祉活動と連携し、高齢者を含めた地域全体の包括的・継続的な支援や管理体制を築く中核的な機関として、その重要性はより一層高まっています。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
センターの周知	広報紙やホームページ等を活用するとともに、地域に向向いて行う「出前講座」の実施を通じて、地域包括支援センターの存在や役割を市民に周知していきます。	地域包括支援センター
地域ケアの拠点としてのセンターづくり	地域全体の高齢者支援のネットワークの中心的な場所として地域包括支援センターを位置づけ、介護保険サービスや市の高齢者福祉サービスと、地域の支えあい等による支援活動等とをコーディネートするシステムの構築に努めます。	地域包括支援センター
要援護高齢者の情報の集約	市の要援護者避難支援体制の構築と合わせ、個人情報の保護等に留意しながら、支援者の情報集約と情報の更新を行います。	地域包括支援センター
人員体制の整備	介護予防マネジメントの対応件数の増加に伴い、必要な人材の確保に努めます。	地域包括支援センター

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
地域包括支援センターの認知度 (%)	平成 20 年度のアンケート結果 (一般高齢者)「相談などで利用したことがある」「何をやっているか知っている」 11.6%			30%		

2 . 高齢者の生活支援サービスの充実

(1) きめ細かな相談体制の整備

【現状・課題】

現在、高齢者に対する相談窓口は、いなべ市長寿介護課と、北、南の2つの地域包括支援センター、さらには各地域における事業者や社会福祉協議会などが担っており、それぞれの立場においてきめ細かな相談に努めています。

アンケート調査では、現在の高齢者の主な相談相手として「家族・親戚」や「友人・知人」といった身近な相手をあげる回答が多くなっており、「地域包括支援センター」や「市の福祉関係職員」などの公的な相談機関に相談する割合は少なくなっています。しかし、高齢期に必要な支援としては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も求められていることから、今後は、専門的で多様な知識と経験が活かされる公的な相談機関を、地域包括支援センターを中心としながら、より一層充実していく必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
相談体制の整備	地域の高齢者の支援を行う地域包括支援センターを中核機関として、ケアマネジャー、事業者、医療機関、民生委員児童委員等、関連する各種団体等との連携を強化し、高齢者やその家族への相談体制の強化に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課
民生委員等、身近な場における相談体制の充実	社会福祉協議会との連携のもと、地域における身近な相談窓口である民生委員児童委員等の相談活動を支援するとともに、「高齢者見守りネットワーク」の形成を通じた状況把握に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課 福祉総務課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
地域包括支援センターにおける相談件数(件)	1,153	1,608	1,750	1,800	1,800	1,800
民生委員児童委員による高齢者への相談件数(件)	1,187	1,006	1,100	1,200	1,200	1,200

(2) 情報提供体制の整備

【現状・課題】

情報提供は、高齢者が地域でサービスを利用しながら自立して暮らしていくためには欠かすことができない支援です。現在、いなべ市では市のホームページや広報紙「リンク」などを通じ、高齢者福祉サービスや介護保険制度などの情報提供に努めています。

しかし、アンケート調査によると、一般高齢者の 59.4%が、介護保険制度について「聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答しており、十分に制度が浸透していないことがうかがえます。特に、介護保険をはじめとする近年の福祉サービスは制度の改正が多く、内容も複雑になっていることから、わかりやすい情報提供が求められています。

今後は「高齢者の情報の受け取りやすさ」という点にも配慮し、受け手側の状況に応じた、手軽に正確な情報を得られるような体制づくりが求められています。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
情報提供体制の整備	広報紙「リンク」やC T Y、ホームページやあいバス内の電光掲示板などを通じ、高齢者に必要な情報の提供を行います。また、高齢者全員に対し周知が必要な情報については、郵送などによるきめ細かな情報提供に努めます。	長寿介護課
高齢者が理解しやすい形態による情報伝達方法の検討	介護保険制度など、複雑化する情報については、高齢者ができる限り理解しやすい形態、表現による情報伝達に努めます。	長寿介護課 その他関係各課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護保険の制度に関する情報提供回数(回)	10	9	11	12	12	12

(3) 高齢者福祉サービスの提供

【現状・課題】

高齢者が質の高い生活を送ることができるよう、いなべ市では各種の福祉サービスを実施してきました。福祉サービスの対象者は、要介護認定において「自立」と判定された方や健康に不安のある高齢者、一人暮らし高齢者など、日常生活を営むうえで何らかの支援が必要とされるすべての高齢者となります。

サービスによっては利用者が減少しているものや、近年利用がみられないサービス等もあるため、真に必要とされるサービスを精査し、必要に応じて利用者への負担も求めながら、「必要な方に本当に必要なサービス」を提供できる生活支援体制づくりが必要となっています。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
生活支援ホームヘルプ事業の実施	介護保険の認定を受けていない、何らかの生活上の支援が必要な高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。	長寿介護課
在宅老人短期入所事業の実施	介護者の疾病や、その他やむを得ない理由により、介護を受けることが一時的に困難になった在宅の高齢者を、一時的に養護老人ホームへ入所させるなどして、支援を行います。	長寿介護課
訪問理美容サービスの実施	身体状況により、美容院や美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問による理美容サービスを提供します。	長寿介護課
寝具洗濯乾燥消毒サービスの実施	65歳以上の高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯で、心身の障害、疾病などの理由で、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の洗濯、乾燥、消毒を実施します。	長寿介護課
日常生活用具給付等事業の実施	65歳以上のひとり暮らしの在宅高齢者を対象に、日常生活用具を給付します。	長寿介護課
福祉機器貸し出しの実施	必要な方に、リフト、車イス、介護ベッド等の福祉機器を貸し出します。	長寿介護課 (社会福祉協議会)
ふれあい弁当サービスの実施	ひとり暮らしの高齢者に対し、安否確認を目的に、弁当の宅配を行います。	長寿介護課 (社会福祉協議会)

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
生活支援ホームヘルプ事業（人）	0	0	0	1	1	1
在宅老人短期入所事業（人）	3	1	2	2	2	2
訪問理美容サービス（人）	14	24	18	20	22	24
寝具洗濯乾燥消毒サービス（人）	19	15	12	14	16	18
日常生活用具給付等事業（人）	0	0	0	1	1	1
福祉機器貸し出し件数（件）	142	168	156	160	164	168
車イス	133	167	142	144	146	148
歩行器	5	1	6	7	8	9
電動ベッド	8	1	8	9	10	11
ふれあい弁当サービス・登録者数（人）	257	238	243	246	249	252

3 . 安全・安心なまちづくり

(1) 高齢者にやさしい環境づくり

【現状・課題】

高齢者が住みなれた地域で生活していくためには、高齢者を取り巻く生活環境や、社会活動を支援する条件の整備が必要になってきます。

その中でも、外出しやすい環境は重要な要素となっており、いなべ市においては、公共施設等におけるバリアフリー化や、コミュニティバスの一部に小型ノンステップバスを導入するなどの取組みが行われています。今後、いなべ市においても本格的な超高齢者社会に突入することから、より一層のバリアフリー、ユニバーサルデザインに基づく施設整備を推進する必要があります。

また、高齢者を取り巻く環境として「住まい」の問題もあります。介護保険の施設・居住系サービス以外にも、養護老人ホームや軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅などの住まいの種類があり、いなべ市においては養護老人ホームが1か所あります。高齢期の住まいを考える時、自宅を改修するなどして住み続けるか、またはその他の住まいに住み替えるのかといった選択が必要になります。いなべ市においては、アンケート結果からも在宅志向の方が多くと考えられますが、今後高齢期に入ってくる団塊の世代などは、新しい価値観やライフスタイルを持っていることから、住まい方についても多様な選択肢が必要になると考えられます。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくり	新設する公共施設や道路などにおいては、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を行います。また、既存の施設等においても、より利用しやすい施設改修に努めます。	長寿介護課 その他関係各課
在宅老人等住宅改修費助成の実施	在宅の要介護高齢者及び在宅の重度心身障害者（児）に対し、その者の居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成します。	長寿介護課
高齢者にやさしい住まいづくり	養護老人ホームや軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅などについて、高齢者のニーズと事業者等の動向の的確な把握を行い、整備に向けた支援を行います。	長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
在宅老人等住宅改修費助成 件数（件）	1	0	0	1	1	1
高齢者専用型貸住宅（か所）	0	0	0	1	0	0

(2) 防犯体制の整備

【現状・課題】

高齢化が進むなかで、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、さらには子どもなどと同居していても日中一人きりになる高齢者も多く、このような世帯を狙った悪徳商法や詐欺などの犯罪が懸念されます。

悪徳商法等の犯罪については、警察との連携のもと、地域の「ふれあいサロン」などでの講演や、広報紙を通じた情報提供等を行っています。

犯罪被害に遭う高齢者は、身近に相談相手がいない場合が多いため、近隣住民同士の交流や見守り、声かけを通じて地域内の犯罪の未然防止に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
悪徳商法、消費生活等についての情報提供	様々な機会を捉えて、高齢者に対する悪徳商法等についての情報や対処法等について周知していきます。	地域包括支援センター 長寿介護課 (社会福祉協議会)
悪徳商法等の被害に関する相談体制の整備	地域包括支援センターにおける相談活動や、消費者相談、社会福祉協議会で実施する「心配ごと相談」など、各相談窓口で受けた悪徳商法等の被害等についての情報共有と、警察などとの連携による支援体制づくりに努めます。また、多重債務者に対しては、いなべ市における「多重債務者相談連携システム」により、弁護士、司法書士等との連携のもと、相談者への迅速な支援を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課 (社会福祉協議会) 農林商工課
消費者トラブル啓発活動地域リーダーの育成	三重県との連携のもと、「消費者トラブル啓発活動地域リーダー」を育成し、消費生活に必要な知識や情報の提供などの地域に密着した啓発活動を推進します。	長寿介護課 (社会福祉協議会)
成年後見制度の普及	判断力の衰えた高齢者に対する悪質な詐欺や悪徳商法被害を防ぐため、成年後見制度のより一層の普及・啓発に努めます。	長寿介護課
「高齢者見守りネットワーク」による高齢者を悪徳商法等から守る取組の推進	警察署や銀行等の関係機関と連携を密にし、高齢者を狙った犯罪等についての迅速な情報提供体制を整備します。	長寿介護課 その他関係各課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
成年後見制度利用件数（件）			20	25	30	35
悪徳商法等に関する情報提供回数（回）		4	8	10	10	10

(3) 防災・災害時対策の推進

【現状・課題】

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな災害が増加しており、東海地震、東南海・南海地震の発生も懸念されています。

いざという時には、隣近所の力や地域ぐるみの防災体制が生命を守ることが近年の災害事例からも報告されており、特に寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者への避難や救助に関して周囲の地域住民の力が重要になっています。

アンケート調査結果によると、一般高齢者の 24.6%、要支援・要介護認定者の 76.3%で、災害時の自力避難が「できない」または「わからない」と回答しています。今後、高齢化の進展とあわせて、このような自力避難ができない高齢者等も増加することが予想されるため、いなべ市においても、市で進める要援護者台帳の整備や、地域による住民同士の救援システムを中心とした災害時要援護者避難支援体制の構築を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
緊急通報装置設置	在宅の一人暮らし高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、急病や災害時等の緊急通報手段を確保して非常事態への迅速かつ適切な対応を図ります。	長寿介護課
災害時要援護者避難支援体制づくり	防災・災害時に関する対策について、訓練、役割分担、マニュアル作成等について地域と防災部局、福祉部局の情報共有を行うとともに、各役割を明確にしていきます。	長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
緊急通報装置設置（件）	166	154	149	150	150	150
災害時要援護者避難支援体制の構築			検討	検討	台帳整備	運用

みんなが笑顔で自分らしく暮らせるまち いなべ

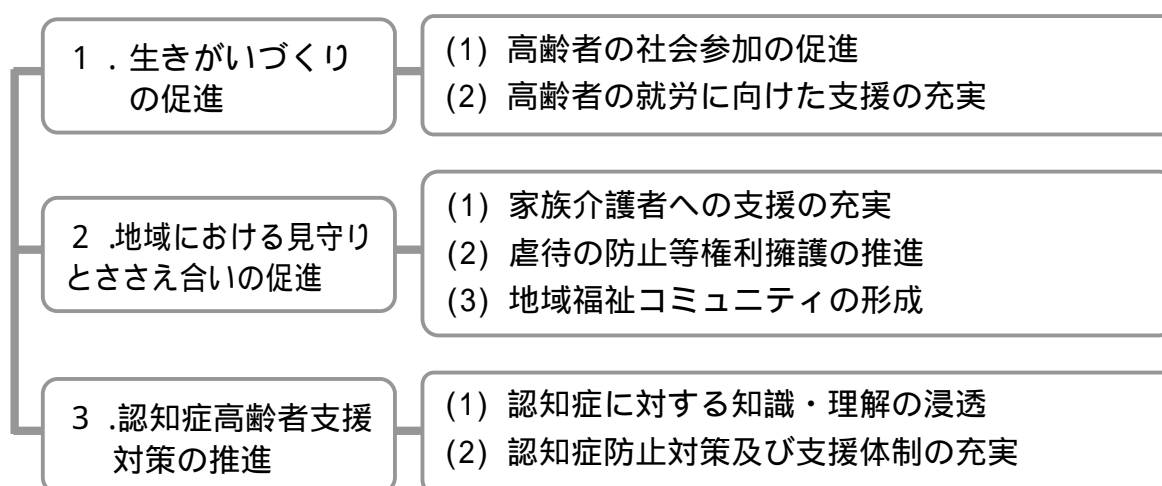
これからの超高齢社会の中で、活力ある高齢者が地域の中で最大限に力を発揮するために、高齢者の生きがいづくりと、尊厳を持って、自分らしく暮らすことのできる環境づくりが非常に重要です。

特に、ここ数年で団塊の世代が一気に高齢化することで、長年にわたって培われてきた知識、技能、経験を活かすことのできる活力ある人材が地域に多く帰ってくるのが予想されます。このような人材は、これまでの高齢者像とは異なり、「支援される側」から「地域を支える担い手」となっていくことも期待されます。

しかし、このような活力あふれる高齢者が増加する一方で、介護保険制度における認知症高齢者の人数は今後さらに増加することが予測されています。アンケート調査でも、いなべ市の要介護認定者のうち、重度であるほど、認知症により介護が必要になった人の割合が高くなっています。認知症高齢者や介護する人々が安心して、その人らしく、尊厳を保ちながら在宅生活を送ることができるような環境が必要とされています。

さらに、高齢期の生きがいづくりや家族介護、虐待の防止、認知症高齢者支援などの取り組みは、いずれも地域における支援や活動が必要不可欠となっていることから、地域ケア体制を構築し、日頃から地域において相互に助け合い、支えあえる環境をつくっていくことが必要とされています。

【「みんなが笑顔で自分らしく暮らせるまち いなべ」を達成するための主な施策】



1. 生きがいづくりの促進

(1) 高齢者の社会参加の促進

【現状・課題】

これからの超高齢社会の中で、活力ある高齢者が地域の中で最大限に力を発揮するために、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進することは非常に重要なことです。

中でも、老人クラブはその活動が地域への貢献や介護予防の推進などにも効果をあげることが期待されています。いなべ市の老人クラブは他市と比較しても加入率が高く、地域によってそれぞれ独自の活動が活発に行われていることから、その役割はますます大きくなっていきます。

また、高齢者の生きがいづくりや交流の場づくりとして、「生きがい・青空デイサービス」や、社会福祉協議会が実施する「ふれあいサロン」など、各地域における取組みを進めています。しかし、このような活動に積極的に参加する人は比較的元気な高齢者であり、閉じこもりがちである方などはまったく参加がみられない傾向にあることから、地域活動やボランティア活動への参加に向けた意識啓発と、参加しやすい体制づくり、魅力あるメニューづくりなどの対策が必要となっています。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
老人クラブ活動への支援	老人クラブの活動を魅力あるものにするため、各老人クラブの創意工夫による活動を支援していきます。	長寿介護課
ふれあいサロンの充実	社会福祉協議会と連携し、高齢者同士の交流を通じた生きがいづくりと介護予防の場として、各地域におけるふれあいサロン活動を支援します。また、地域によって開催の状況に温度差もみられるため、より自主性に基づいた、地域に根付いた活動が行えるような側面的支援に努めます。	長寿介護課 (社会福祉協議会)
生きがいデイサービスの充実	民生委員児童委員や老人クラブ、自治会など、地域活動団体との連携のもと、地域型の生きがいデイサービスへの移行を目指し、支援を行います。	長寿介護課
ボランティア活動への支援	団塊世代に向けたボランティア講座等を開催し、新たな高齢者ボランティアの育成を目指します。	長寿介護課 (社会福祉協議会)
高齢者の学習活動の促進	高齢者自身による主体的な学習活動を支援するため、必要な情報や、福祉センター等の活動場所の提供を行います。	長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
老人クラブ加入者数（人）	9,055	9,194	9,251	9,344	9,438	9,533
ふれあいサロン開催数（か所）	409	443	504	517	530	544
生きがいデイサービス利用人数（人）	6,919	6,835	7,000	7,500	7,700	8,000

(2) 高齢者の就労に向けた支援の充実

【現状・課題】

高齢者が「社会のために働く」ことは、生きがいを得る手段のひとつです。

アンケート調査結果によると、一般高齢者の約半数が何らかのかたちで働く希望を持っており、特に男性高齢者ではその傾向が顕著にみられます。

働くことは、健康増進の観点においても有効であり、できるだけ多くの高齢者が元気に働くことができる社会づくりは、医療費や介護保険財政の経費抑制にもつながります。そのためにも、永年にわたって培われてきた高齢者の知識、技能、経験を活かすことのできる雇用就業の場を確保・提供する必要があります。

また、高齢者の経験・技術の有効活用とあわせ、高齢者自身もやりがいを感じられるように、団塊世代などをはじめとするニーズに応じた仕事内容の確保が求められています。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
シルバー人材センターへの支援	高齢者がその能力を活かして地域社会の需要に応え、働くことを通じて健康を維持し生きがいを求める場としてシルバー人材センターの自立に向けた活動を支援していきます。	長寿介護課
就労の促進	元気な高齢者が、その技能や知識を活かすことができるよう、就労を促進します。	長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
シルバー人材センター登録者数(人)	653	685	704	740	760	780

2. 地域における見守りとささえ合いの促進

(1) 家族介護者への支援の充実

【現状・課題】

高齢者が地域で暮らし続けていくことは、高齢者自身が住みなれた場所で安心して毎日を過ごすために大変重要なことです。

介護保険制度は、介護が必要となった高齢者およびその家族を社会全体で支えることを目的に創設されましたが、家族による介護を希望している高齢者にとっては、やむを得ず「施設生活」を選択しなければならないケースも多くあります。

いなべ市においては、比較的施設入所者が少なく、アンケート調査でも多くの高齢者が在宅生活を希望している現状がみられます。

現在のいなべ市の在宅重視型の介護体制を継続するためにも、家族介護者に対する身体的、精神的負担の軽減に向けた支援策を強化していく必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
家族介護者団体への支援	在宅介護者家族の会に対し、活動の支援を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課
慰労給付事業	要介護4、5以上の高齢者を在宅で介護サービスを利用せずに介護する介護者に対し、慰労給付金を給付します。	長寿介護課
紙おむつ支給	要介護3以上の高齢者を在宅で介護する介護者に対し、紙おむつを支給します。	長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
介護者交流会の開催(回)		6	6	5	5	5
慰労金給付事業(人)	0	0	0	1	1	1
紙おむつ支給(人)	1,711	1,842	1,865	1,920	1,980	2,040

(2) 虐待の防止等権利擁護の推進

【現状・課題】

平成 18 年 4 月 1 日より「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行されました。これまでも高齢者が介護者などから身体的、精神的な暴力を受けるなどの高齢者虐待は大きな社会問題となっていました。この法律が施行されたことにより、虐待を発見した場合の通報義務や虐待を受けた高齢者の保護規定などが定められ、虐待防止・早期発見へ向けた取組が、より一層強化されることとなりました。

虐待行為は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害するものです。高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持するため、いなべ市においても、人権意識の啓発とともに、地域における医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークの構築や相談体制の整備など、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応のための体制づくりに取り組む必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
地域包括支援センターを中心とした連携の強化	地域包括支援センターを中心としたケース検討会などの実施を通じ、関係機関等との連携強化により高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課
高齢者虐待への早期対応	地域包括支援センターと長寿介護課との連携による立入調査の実施などを通じ、虐待への早期対応を図ります。	地域包括支援センター 長寿介護課
見守りネットワークによる虐待の早期発見	見守りネットワークを中心とした日常的な見守りにより、虐待が早期に発見できる体制を構築します。	長寿介護課 地域包括支援センター 福祉総務課 (社会福祉協議会)

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
高齢者虐待の相談件数(件)	12	10	8	10	10	10

(3) 地域福祉コミュニティの形成

【現状・課題】

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して生活していくためには、地域で助け合うあたたかい地域づくりが重要です。

いなべ市においては、「高齢者見守りネットワーク」の構築により、地域の様々な団体や事業所、市民一人ひとりでこのネットワークをつくることで、地域において高齢者が安心して暮らせる環境づくりが目指されています。

すべての住民が地域福祉づくりの担い手として求められているなか、このようなネットワークの形成を通じ、住民同士が目標と情報を共有し、連携することで、高齢者だけにとどまらず、すべての地域住民が暮らしやすい環境をつくっていく必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
地域ケア体制の構築	民生児童委員や、社会福祉協議会等と連携を図り、「高齢者見守りネットワーク」の形成を中心に、地域における高齢者などの支援が必要な人に対する見守りや支え合い活動を促進します。	地域包括支援センター 長寿介護課 福祉総務課 その他関係課
地域におけるボランティア等担い手の育成	地域福祉活動において大きな原動力となるボランティア活動がより一層促進されるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターを通じ、各団体の育成、指導およびボランティア団体相互の情報交換や住民へのボランティア活動の紹介、PRなどに取り組みます。	地域包括支援センター 長寿介護課 (社会福祉協議会)

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
高齢者に関するボランティア団体数(団体)	13	23	24	26	28	30
高齢者に関するボランティア数(人)						

3 . 認知症高齢者支援対策の推進

(1) 認知症に対する知識・理解の浸透

【現状・課題】

今後、高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加が予測される中で、認知症高齢者や介護する人々が安心して在宅生活を送ることができる環境が必要とされています。

認知症は、いったん発達した知能が脳や身体の障害によって慢性的に低下した状態を言います。

現在、いなべ市においては広報誌「リンク」による情報提供や、介護予防教室や介護予防集中講座、出前講座などにおいて、高齢者に対し認知症の予防、早期発見に向けた啓発を行っています。

しかし、認知症は、誤解や偏見をもたれることも多い病気であるため、認知症を持つ高齢者やその家族など、より多くの周囲の人が認知症に対して正確な知識を得ることが必要となっています。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
認知症に関する理解の促進	広報誌を通じた認知症に関する情報提供を実施するとともに、出前講座や講演会・映画会等、様々な機会を捉え、正しい認知症についての知識の普及を図ります。	地域包括支援センター 長寿介護課
認知症にやさしい地域づくりの推進	「高齢者見守りネットワーク」の形成により、認知症高齢者を支援する地域体制づくりに努めます。また、幅広く市民にもネットワーク活動の周知を行い、参加を促進していきます。	長寿介護課 地域包括支援センター
認知症徘徊高齢者の早期発見システムの構築	介護サービス提供事業者、ケアマネジャー、民生児童委員などを中心にした連絡のネットワークを形成し、認知症徘徊高齢者の早期発見につなげます。	地域包括支援センター 長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
認知症に関する講座の開催数(回)		3	3	4	10	10
認知症に関する講座の参加者数(人)		170	135	150	200	200

(2) 認知症防止対策及び支援体制の充実

【現状・課題】

認知症は要介護状態に陥る要因としても大きなものであり、いなべ市におけるアンケート調査でも、要介護認定を受けている人の多くが、要介護状態となった要因として「認知症」をあげています。今後、いなべ市においても後期高齢者が増加することが予想されているため、それに伴う認知症高齢者の増加も懸念されます。

いなべ市においては、介護予防教室、介護予防集中講座や出前講座などを通じて、認知症予防、早期発見のための啓発を行っています。また、特定高齢者を対象に「はつらつ教室」を、一般高齢者を対象に「生きがいデイサービス」を開催し、レクリエーションや創作活動等を通じた認知症予防に取り組んでいます。

そして、今後、予防とともに重要になってくるのが、認知症高齢者を支える周囲の支援です。そこで重要な役割を担っていく人材として、認知症キャラバンメイトと認知症サポーターがあります。

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のことを言い、国においてはこの認知症サポーターを100万人にすることを目指しています。認知症サポーターになるためには、「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がありますが、この講座を開催し、講師を務めるのが認知症キャラバンメイトです。

三重県においてはこの認知症キャラバンメイト、認知症サポーター数が全国平均に比べ少なくなっているため、いなべ市においても、今後より一層、これらの人材育成に力を入れていく必要があります。

【今後の方向性】

施策	内容	担当課
介護予防事業(認知症予防)の推進	認知症予備軍及び軽度の認知症高齢者を対象に「はつらつ教室(外出促進・物忘れ予防コース)」を、一般高齢者を対象に「生きがいデイサービス」を実施し、認知症の防止と悪化予防に資する事業を行います。	地域包括支援センター 長寿介護課
認知症予防のための情報提供の充実	出前講座の実施や広報誌「リンク」などにより高齢者自身に認知症についての知識を普及し、交流や地域の活動、地域支援事業等への積極的な参加を促進します。	地域包括支援センター 長寿介護課
認知症サポーターの育成	認知症に関する知識の普及と理解の促進を図るため、地域において認知症についての知識や対応の仕方を地域住民に伝える認知症サポーターの育成に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課
認知症キャラバンメイトの育成	認知症サポーターの育成に向け、三重県との連携のもと、「認知症サポーター養成講座」の講師となる認知症キャラバンメイトの育成に努めます。	地域包括支援センター 長寿介護課

【目標数値】

	実績値			目標値		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
認知症予防の広報回数（回）	2	1	1	2	2	2
認知症キャラバンメイト数（人）				10	10	10
認知症サポーター数（人）				100	170	200

認知症サポーターとは...

認知症サポーター養成講座を受けた人を「認知症サポーター」と位置づけ、講座を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援していく活動を行います。

- 活動例）
- ・友人や家族に講座で学んだ知識を伝えていく。
 - ・認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努める。
 - ・商店・交通機関等、働く場で、自分のできる範囲の手助けをする。
 - ・地域で生活する認知症高齢者と公的サービスとを繋げる窓口となる。
 - ・地域のリーダーとしてまちづくりの担い手となる。